

# 令和元年度

## 第2回西部地域医療協議会・第2回西部地域医療構想調整会議

日 時：令和元年10月7日（月）午後7時00分～  
場 所：浜松市口腔保健医療センター 1階 講座室

### 次 第

#### ○ 共通 議題・報告事項

- 1 天竜病院における結核病床の現状と将来構想について
- 2 医師確保計画の策定について（素案）
- 3 外来医療計画について

#### ○ 協議会 議題・報告事項

- 1 がん診療連携拠点病院について
- 2 静岡県保健医療計画に記載する医療機関名等の追加について
- 3 静岡県保健医療計画に記載する医療機関名等の削除について

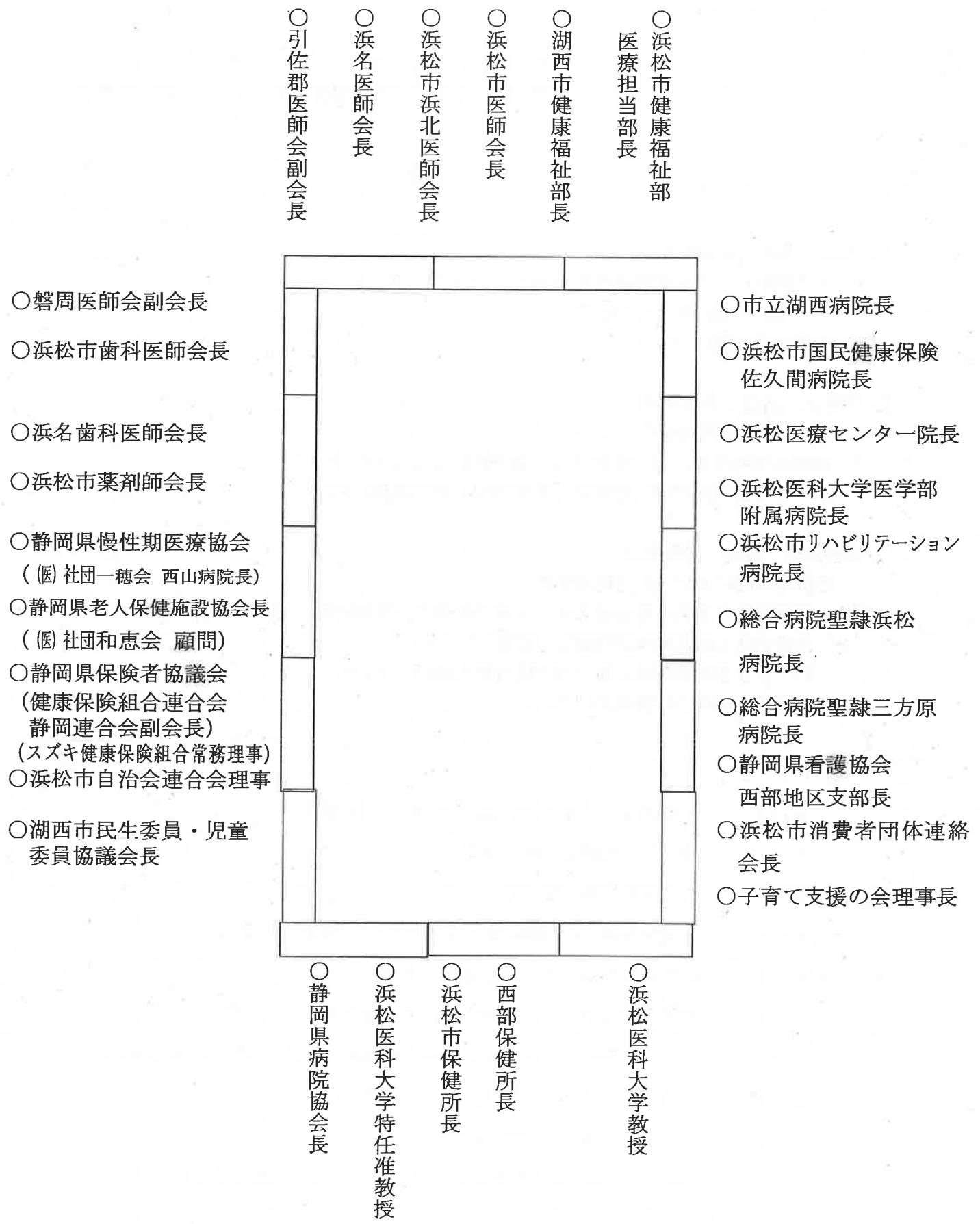
#### ○ 調整会議 議題・報告事項

- 1 西部医療圏における医療提供体制
  - (1) 医師の働き方改革等を踏まえた今後の医療提供体制の在り方
  - (2) 療養病床転換意向等調査結果（概要）について
- 2 公的・公立医療機関等の具体的対応方針の検証について
- 3 地域医療介護総合確保基金について

#### 【配付資料】

- ・資料1 : 天竜病院における結核病床の現状と将来構想
- ・資料2 : 静岡県医師確保計画 素案
- ・資料3 : 外来医療計画の策定について
- ・資料4 : 静岡県保健医療計画記載の医療機関等（薬局）の変更について
- ・資料5 : 療養病床転換意向等調査結果（概要）
- ・資料6-1 : 地域医療構想「具体的対応方針の再検証の要請」の概要
- ・資料6-2 : 地域医療構想「具体的対応方針の再検証の要請」対象医療機関
- ・資料7 : がん診療連携拠点病院（高度型）の推薦について
- ・資料8 : 地域医療介護総合確保基金（医療分）
- ・アドバイザー資料 : 医師の働き方改革等を踏まえた今後の医療提供体制の在り方

## 第2回西部地域医療協議会・第2回西部地域医療構想調整会議 座席表



事務局

# 令和元年度西部地域医療協議会 委員名簿

(敬称略)

		選出団体・職名	氏名	出欠	要綱第5条第3項指名出席者氏名
1		浜松市長	鈴木 康友	指名	浜松市健康福祉部医療担当部長 新村 隆弘
2		湖西市長	影山 剛士	指名	湖西市健康福祉部長 竹上 弘
3		浜松市医師会会长	滝浪 實	○	
4		浜松市浜北医師会会长	高倉 英博	○	
5		浜名医師会会长	伊藤 健	○	
6		引佐郡医師会副会長	金子 寛	○	
7		磐周医師会副会長	鈴木 勝之	○	
8		浜松市歯科医師会会长	大野 守弘	○	
9		浜名歯科医師会会长	鳥居 賢一	○	
10		浜松市薬剤師会会长	品川 彰彦	○	
11		市立湖西病院長	寺田 肇	○	
12		浜松市国民健康保険佐久間病院長	三枝 智宏	○	
13		浜松医療センター院長	海野 直樹	○	
14		静岡県看護協会西部地区支部長	岩品 希和子	○	
15		浜松市消費者団体連絡会会长	野中 正子	○	
16		特定非営利活動法人 子育て支援の会理事長	二橋 桂子	○	当日欠席
17		浜松市自治会連合会理事	小林 要	○	
18		湖西市民生委員・児童委員協議会会长	井川 あい子	○	
19		浜松医科大学教授	尾島 俊之	○	
20		浜松市保健所長	西原 信彦	○	
21	◎	西部保健所長	木村 雅芳	○	

◎:議長

委員出席 19

指名出席 2

出席者 計 21

## 西部地域医療協議会設置要綱

### (設置)

第1条 静岡県地域保健医療計画（以下「計画」という。）に基づき、西部圏域に西部地域医療協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、計画に基づく医療供給体制の整備充実に関する必要な事項を協議する。

### (会長及び委員)

第3条 協議会の会長は、保健所長を充てる。ただし保健所長が複数の場合は、保健所長の互選により定める。

- 2 保健所長が複数の場合の会長以外の保健所長は、協議会の委員とする。
- 3 協議会の委員は、次の各号に掲げるもののうちから、必要と認める者を会長が委嘱する。

（1）市町長

（2）都市医師会長、都市歯科医師会長及び都市薬剤師会長

（3）国立、公立、公的病院等の長

（4）医療を受ける立場にある者

（5）その他関係機関若しくは団体の代表又はそれに準ずる者

- 4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

### (部会)

第6条 協議会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

- 2 部会に所属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会は、部会長が招集し、会議の議長となる。ただし、協議案件が最初の部会は、会長が招集する。

- 5 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、部会の委員以外の者の出席を求めることができる。
- 7 部会長は、部会を開催したときは、協議会に報告するものとする。
- 8 部会長に事故あるときは、部会の委員のうちから互選された委員がその職務を代理する。

(会議録及び報告)

第7条 会長は、会議録を調整し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載しなければならない。

2 会長は、協議会及び部会を開催したときは、すみやかに協議結果を静岡県健康福祉部長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、西部健康福祉センターにおいて処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年7月31日から施行する。

# 令和元年度西部地域医療構想調整会議 委員名簿

(敬称略)

		選出団体・職名	氏名	出欠	要綱第6条第2項指名出席者氏名
1	◎	浜松市医師会長	滝浪 實	○	
2		浜松市浜北医師会長	高倉 英博	○	
3		浜名医師会長	伊藤 健	○	
4		引佐郡医師会副会長	金子 寛	○	
5		磐周医師会副会長	鈴木 勝之	○	
6		浜松市歯科医師会長	大野 守弘	○	
7		浜名歯科医師会長	鳥居 賢一	○	
8		浜松市薬剤師会長	品川 彰彦	○	
9		静岡県看護協会西部地区支部長	岩品 希和子	○	
10		市立湖西病院長	寺田 肇	○	
11		浜松市国民健康保険佐久間病院長	三枝 智宏	○	
12		浜松医療センター院長	海野 直樹	○	
13		浜松医科大学医学部附属病院長	金山 尚裕	○	
14		浜松市リハビリテーション病院長	藤島 一郎	○	
15		総合病院聖隸浜松病院長	岡 俊明	○	
16		総合病院聖隸三方原病院長	荻野 和功	○	
17		静岡県慢性期医療協会 (医療法人社団一穂会 西山病院長)	橋爪 一光	○	
18		静岡県保険者協議会 (健康保険組合連合会静岡連合会副会長) (スズキ健康保険組合常務理事)	根木 一暢	○	
19		静岡県老人保健施設協会長 (医療法人社団和恵会 顧問)	猿原 孝行	○	
20		浜松市健康福祉部医療担当部長	新村 隆弘	○	
21		湖西市健康福祉部長	竹上 弘	○	
22	○	西部保健所長	木村 雅芳	○	

◎:議長 ○:副議長

委員出席 22

指名出席 0

出席者 計 22

	静岡県病院協会長	毛利 博	○	オブザーバー
	浜松医科大学特任准教授	竹内 浩視	○	オブザーバー

## 西部地域医療構想調整会議設置要綱

### (設置)

第1条 医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第30条の14第1項に定める「協議の場」として西部地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 調整会議の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する協議
- (2) 病床機能報告制度による情報等の共有
- (3) 地域医療構想の推進に向けた取組（地域医療介護総合確保基金事業等）に関する事項
- (4) その他、在宅医療を含む地域包括ケアシステム、地域医療構想の達成の推進に関する協議

### (委員)

第3条 調整会議は、西部保健所長が委嘱する委員をもって構成する。

- 2 調整会議に議長を置き、委員の互選により定める。
- 3 議長は、調整会議の会務を總理する。
- 4 議長は、あらかじめ副議長を指名することとし、必要に応じて副議長がその職務を代行する。

### (任期)

第4条 調整会議の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (招集)

第5条 調整会議は議長が招集する。ただし、設置後最初の調整会議は、西部保健所長が招集する。

### (議事)

第6条 議長は会議を主宰する。

- 2 議長は、必要と認めるときは、関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を徴することができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、特定の事項について、関係のある委員のみで開催することができる。

### (庶務)

第7条 調整会議の庶務は、西部保健所地域医療課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成28年5月30日から施行する。



## 静岡県医師確保計画 素案

### 1 基本的事項

- (1) 計画策定の趣旨
- (2) 計画の位置付け
- (3) 計画の期間

### 2 医師確保の方針

- (1) 現状と課題
  - ア 医師数の状況
  - イ 医学修学研修資金の状況
  - ウ 本県の医師養成数
  - エ 臨床研修医の状況
  - オ 「新専門医制度」の状況
  - カ 医療施設に従事する女性医師数
  - キ 医学部医学科に進学する本県の学生
  - ク 医師の働き方改革
- (2) 医師少数区域・多数区域・医師少数スポットの設定（暫定）
- (3) 医師確保の方針

### 3 目標医師数

### 4 目標医師数を達成するための施策

- ア 医学修学研修資金制度
- イ 寄附講座の充実
- ウ 地域枠医師の確保
- エ 専攻医の確保・定着促進策の推進
- オ キャリア形成プログラム
- カ 女性医師の活躍支援
- キ 高齢医師の活躍支援
- ク 医学科へ進学する高校生への支援
- ケ 医師の働き方改革を踏まえた勤務環境改善支援

### 5 産科・小児科における医師確保計画

- (1) 産科・小児科における現状と課題
- (2) 産科・小児科における医師確保の方針
- (3) 産科・小児科における偏在対策基準医師数
- (4) 現状と課題を踏まえた施策
  - ア 寄附講座の充実（再掲）
  - イ 産科医等確保支援策の実施
  - ウ 産科・小児科の専門医研修プログラムの策定推進
  - エ 臨床研修医向け定着促進策の支援
  - オ 医療機関の集約化

### 6 医師確保計画の効果の測定・評価

### 7 医師確保計画の策定を行う体制



# 静岡県医師確保計画 素案（案）

## 1 基本的事項

### (1) 計画策定の趣旨

○2018年度の医療法改正により、都道府県における医師確保対策の実施体制の強化に向け、都道府県内における「医師の確保方針」、「医師偏在の度合いに応じた医師確保の目標」、「目標達成に向けた施策内容」を定める医師確保計画を本年度中に策定することとされたことを受け、「静岡県医師確保計画」を策定します。

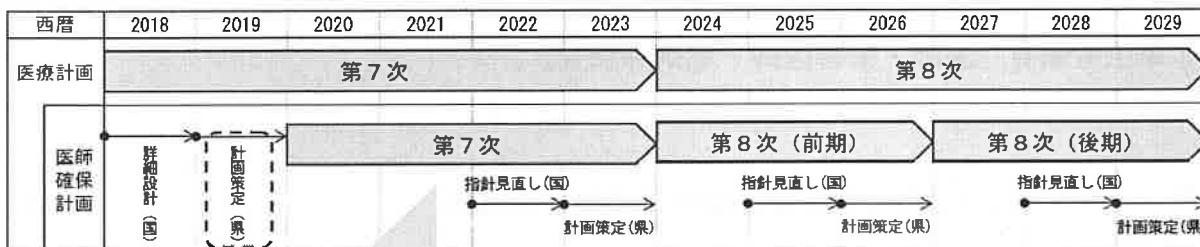
### (2) 計画の位置付け

○この計画は、本県の医師確保の基本指針であるとともに、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する医療計画の一部となるものです。

○なお、本計画は二次医療圏別の計画を兼ねたものとします。

### (3) 計画の期間

○この計画は、2020年度を初年度とし、最初の計画は4年間、以降は静岡県保健医療計画の見直しと合わせ3年間とします。



※出典：平成30年度全国医政主管課長会議資料

※医療計画及び医師確保計画について、静岡県においては、「第7次」を「第8次」に、「第8次」を「第9次」に読み替える

## 2 医師確保の方針

### (1) 現状と課題

#### ア 医師数の状況

○2016年12月末における本県の医師数は7,404人で、2年間で219人(3.0%)、6年間で521人(7.6%)増加しています。(図表1-1)

○人口10万人当たりの医療施設(病院及び診療所)に従事する医師数は200.8人で、多い方から40位ですが、2年間で6.9人増加しています。(図表1-2)

⇒本県の医師数は全体として増加傾向にありますが、人口10万人当たり医師数が全国平均を大幅に下回っており、医師の絶対数を増加させる必要があります

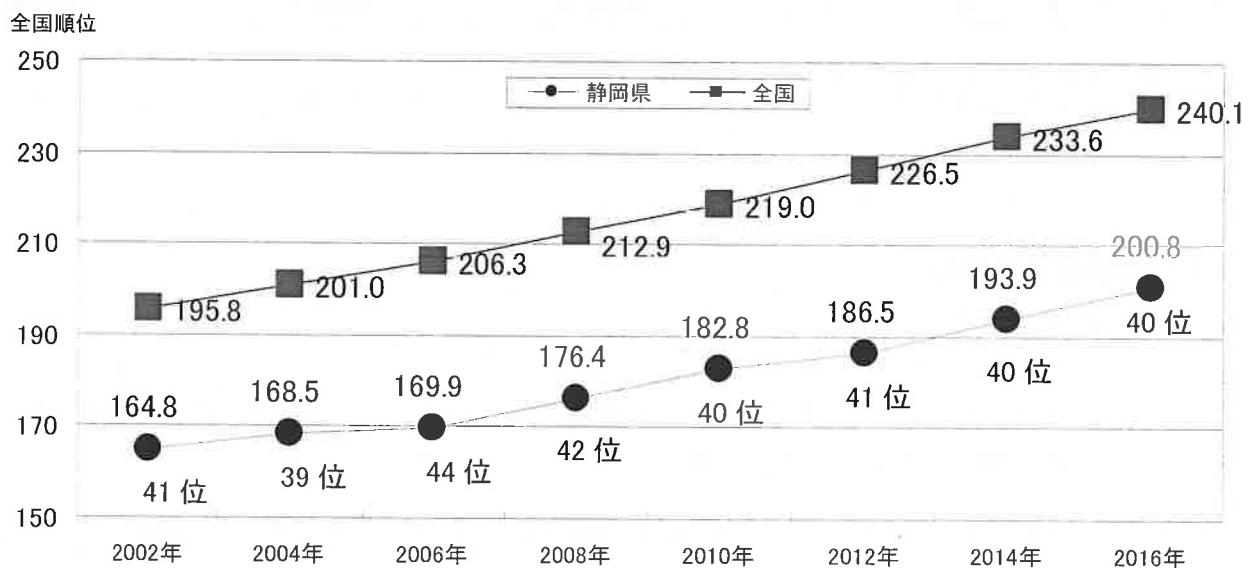
す。また、医師数の状況には二次医療圏ごとに偏りがあることから、この偏在を解消し、充実した医療体制の確保を図る必要があります。

図表1－1 医師数の状況（医療施設従事医師数）  
(単位：人)

	2010	2012	2014	2016	2016-2014	2016-2010
県計	6,883	6,967	7,185	7,404	+219	+521
賀茂	89	95	99	97	△2	+8
熱海伊東	244	236	255	222	△33	△22
駿東田方	1,345	1,326	1,386	1,425	+39	+80
富士	517	508	529	555	+26	+38
静岡	1,514	1,496	1,532	1,611	+79	+97
志太榛原	629	687	718	716	△2	+87
中東遠	581	605	621	681	+60	+100
西部	1,964	2,014	2,045	2,097	+52	+133

出典：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」

図表1－2 人口10万人対医療施設従事医師数の推移  
(単位：人)



資料：「医師・歯科医師・薬剤師調査」(2016年)・厚生労働省

※順位は本県の全国順位

#### イ 医学修学研修資金の状況

○県内における医師の充足を図るため、県内外の医学生等に修学研修資金を貸与し、県内医療機関への就業を促進しています。

○医学修学研修資金の被貸与者は累計で1,000人を超える、県内勤務者数も年々増加しています。(図表1-3、1-4、1-5、1-6)

⇒貸与期間が短く(図表1-7)、県が実際に勤務地を調整できる人数が少ないことから、医師不足地域等への十分な勤務配置ができていない状況にあり、見直しを検討する必要があります。

図表1-3 医学修学研修資金貸与制度

区分	内 容
貸 与 額	月額20万円(最長6年間)
返還免除勤務期間	臨床研修修了後、貸与期間の1.5倍の期間 ※履行期限：大学卒業後、貸与期間の2倍の期間に4年を加えた期間
勤務医療機関	県内の公的医療機関等のうち県が指定する医療機関
診療科の指定	なし

図表1-4 医学修学研修資金の貸与実績

(単位：人)

年 度	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	合計
新規被貸与者数	17	20	130	95	92	100	97	107	112	98	105	115	1,088

図表1-5 医学修学研修資金を利用した県内勤務医師数

(単位：人)

区分	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
返還免除勤務	1	3	16	31	62	75	100	120	139	162
猶 予	0	1	3	5	5	10	11	19	25	35
免除後県内勤務者	0	0	2	9	19	35	45	55	66	86
初期臨床研修	17	43	71	83	64	79	99	109	138	178
計	18	47	92	128	150	199	255	303	368	461

※猶予：返還免除のため勤務対象施設以外の県内医療機関に勤務中の者

※免除後県内勤務者：返還免除を受けるために必要な期間の勤務を終えた者のうち、県内で勤務している者

図表 1－6 医学修学研修資金を利用した勤務医師数（地域別） (単位：人)

区分	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
東部	1	2	6	10	16	22	28	40	52	60
中部	6	18	38	58	64	85	107	108	138	174
西部	11	27	48	60	70	92	120	155	178	227
計	18	47	92	128	150	199	255	303	368	461

※猶予及び免除後県内勤務者を含む

図表 1－7 静岡県医学修学研修資金の貸与年数まとめ（2017年末時点） (単位：人)

大学 貸与枠	貸与年数		1年	2年	3年	4年	5年	6年	総計
	大学	県内外	設立						
一般枠	浜松医科大学		24	29	23	11	5	5	97
			24.7%	29.9%	23.7%	11.3%	5.2%	5.2%	100.0%
	県外大学	国公立	22	31	14	26	21	20	134
			16.4%	23.1%	10.4%	19.4%	15.7%	14.9%	100.0%
		私立	7	10	13	9	8	14	61
			11.5%	16.4%	21.3%	14.8%	13.1%	23.0%	100.0%
	計		29	41	27	35	29	34	195
			14.9%	21.0%	13.8%	17.9%	14.9%	17.4%	100.0%
	一般枠 計		53	70	50	46	34	39	292
			18.2%	24.0%	17.1%	15.8%	11.6%	13.4%	100.0%
大学特別枠	浜松医科大学		41	29	14	10	5	2	101
			40.6%	28.7%	13.9%	9.9%	5.0%	2.0%	100.0%
	県外大学	国公立	2	2	1		1		6
			33.3%	33.3%	16.7%	0.0%	16.7%	0.0%	100.0%
		私立	13	12	13	14	13	21	86
			15.1%	14.0%	15.1%	16.3%	15.1%	24.4%	100.0%
	計		15	14	14	14	14	21	92
			16.3%	15.2%	15.2%	15.2%	15.2%	22.8%	100.0%
	大学特別枠 計		56	43	28	24	19	23	193
			29.0%	22.3%	14.5%	12.4%	9.8%	11.9%	100.0%
増定枠員	浜松医科大学		56.7%	4	21	13	14	1	14
			6.0%	31.3%	19.4%	20.9%	1.5%	20.9%	67
	計								
	浜松医科大学		55.8%	69	79	50	35	11	21
			26.0%	29.8%	18.9%	13.2%	4.2%	7.9%	265
	県外大学	国公立	24	33	15	26	22	20	140
			17.1%	23.6%	10.7%	18.6%	15.7%	14.3%	100.0%
		私立	20	22	26	23	21	35	147
			13.6%	15.0%	17.7%	15.6%	14.3%	23.8%	100.0%
	全体 計		113	134	91	84	54	76	552
			20.5%	24.3%	16.5%	15.2%	9.8%	13.8%	100.0%

※6年生と既卒生を抽出

44.8%

#### ウ 本県の医師養成数

○県内唯一の医育機関である浜松医科大学医学部医学科の入学定員は、100人から2009年度に110人に、2010年度から120人に増員されています。

○2018年度の浜松医科大学医学部医学科の卒業生のうち、県内で臨床研修を行う者は○人で、2017年度以降は70人を超えていました。(図表1-8)

図表1-8 浜松医科大学医学部医学科卒業生の状況 (単位：人)

年 度	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
就 職 者	100	87	99	104	114	114	115	
うち 県内就職者	52	56	53	64	59	66	72	
県内就職率	52.0%	64.4%	53.5%	61.5%	51.8%	57.9%	62.6%	

提供：浜松医科大学（出典：浜松医科大学 NEWSLETTER）

○2015年度に初めて設置した、本県の地域医療に従事することを条件とする県外大学との地域枠は、全国最大規模となる7大学34枠まで拡大し、出身地にかかわらず広く本県に勤務する医師を養成しています。(図表1-9、1-10)

⇒県内の医育機関は浜松医科大学1校のみであることから、県と大学が連携し、医師の県内定着や偏在解消に向けた取組を強化する必要があります。

⇒地域枠制度の活用による県外大学との連携などにより、本県の地域医療に従事する医師を養成する仕組みを構築していく必要があります。

図表 1-9 県外地域枠の状況

(単位：人（入学者／地域枠数）)

大学名	2019 枠数	入学者数					
		2015	2016	2017	2018	2019	計
近畿大学	5	2/5	0	1/5	1/5	5/5	9
川崎医科大学	10*	5/5	5/5	8/10	8/10	10/10	36
帝京大学	2	—	2/2	2/2	1/2	2/2	7
日本医科大学	4*	—	1/1	1/1	4/4	4/4	10
東海大学	3	—	1/3	3/3	3/3	3/3	10
順天堂大学	5	—	—	0/5	2/5	5/5	7
関西医科大学	5	—	—	—	5/5	5/5	10
計	34	7	9	15	24	34	89

※川崎医科大学 H27～H28 認可 5名、H29～認可 10名 日本医科大学 H28～H29 認可 1名、H30～認可 4名

図表 1-10 地域枠を設置する各大学と締結する地域枠に係る協定の主な内容

区分	内 容
協力内容	静岡県及び地域枠設置大学は、静岡県内の地域及び診療科における医師の偏在を解消すること並びに県民に対する安心医療を提供することを目的として、医学生等を地域医療に貢献する医師として育成することについて、相互に協力する。
医学生等の育成	大学は、県内の地域医療に貢献できる医学生等の育成に努めるものとする。
県内の状況等の提供	静岡県は、大学の行う医学生等の育成が効果的に行われるよう、県内の地域及び診療科における医師数の状況等の情報について、大学に提供する。
地域医療の確保への協力	大学は、医学生等の育成を通じて、県内の地域及び診療科における医師の偏在解消、地域の医療の確保に協力する。

## エ 臨床研修医の状況

○臨床研修開始予定者（医学生等）と臨床研修病院との相互選抜（マッチング）において、臨床研修開始予定者（マッチ者）数は、医学修学研修資金の貸与を受けた卒業生の増加に伴い、着実に増加しています。

○2019年度のマッチ者は248人と、制度開始以来、過去最多となりました。（図表1-11）

⇒臨床研修医は、定員者数・マッチ者数ともに順調に増加しており、引き続きこの傾向を維持する必要があります。

図表 1－11 臨床研修医の状況

(単位：人)

	研修施設 数	2018 年 <sup>※1</sup>			2019 年 <sup>※1</sup>		
		定員	マッチ者数	マッチ率	定員	マッチ者数	マッチ率
県計	25(26) <sup>※2</sup>	282	245	86.9%	293	248	84.6%
賀茂	0	-	-	-	-	-	-
熱海 伊東	2	14	11	78.6%	16	15	93.8%
駿東 田方	3	35	29	82.9%	43	31	72.1%
富士	2	9	9	100%	10	10	100%
静岡	6(7) <sup>※2</sup>	68	61	89.7%	66	59	89.4%
志太 榛原	3	32	32	100%	32	27	84.4%
中東 遠	2	24	21	87.5%	27	27	100%
西部	7	100	82	82.0	99	79	79.8%

※1：勤務開始年度

※2：( )は 2018 年の施設数

#### 才 「新専門医制度」の状況

○2018 年度からスタートした「新専門医制度」において、専門医研修プログラム設置数は、73（2018 年度）→76（2019 年度）→79（2020 年度）と年々増加しています。（図表 1－12）

○制度開始 1 年目は、専門医資格取得を目指す専攻医が大病院の集まる東京など大都市圏に集中する傾向が顕著となりました。2019 年度は、シーリングの影響もあって、本県の専攻医は増加しています。（図表 1－13）

⇒医師が不足する本県にとって、専攻医の確保は引き続き大きな課題となっており、地域別・診療科別に偏りも見られます。受け皿となるプログラムを数・質ともに充実させることが必要です。

図表1-12 専門医研修プログラム設置の状況

領域	東部		中部		西部		計
内 科	3	国際医療福祉大学熱海、沼津市立、富士中央	8	県立総合、静岡市立静岡、静岡市立清水、静岡赤十字、静岡済生会、市立島田市民、焼津市立、藤枝市立	9	磐田市立、中東遠、浜松医大、浜松労災、浜松医療センター、浜松赤十字、JA遠州病院、聖隸浜松、聖隸三方原	20
小 児 科	-	-	1	県立こども	2	浜松医大、聖隸浜松	3
皮 膚 科	-	-	-	-	1	浜松医大	1
精 神 科	1	沼津中央	1	県立こころの医療センター	2	浜松医大、聖隸三方原	4
外 科	1	沼津市立	2	県立総合、静岡市立静岡	3	浜松医大、聖隸浜松、聖隸三方原	6
整 形 外 科	-	-	2	県立総合、静岡赤十字	2	浜松医大、聖隸浜松	4
産 婦 人 科	-	-	-	-	2	浜松医大、聖隸浜松	2
眼 科	1	順天堂大静岡	-	-	1	浜松医大	2
耳 鼻 咽 喉 科	-	-	1	県立総合	1	浜松医大	2
泌 尿 器 科	-	-	1	県立総合	1	浜松医大	2
脳 神 経 外 科	-	-	-	-	2	浜松医大、聖隸浜松	2
放 射 線 科	-	-	1	県立総合	2	浜松医大、聖隸浜松	3
麻 醉 科	1	静岡医療センター	2	県立総合、静岡赤十字	3	浜松医大、聖隸浜松、聖隸三方原	6
病 理	-	-	-	-	3	磐田市立、浜松医大、聖隸浜松	3
臨 床 検 査	-	-	-	-	2	浜松医大、聖隸浜松	2
救 急 科	-	-	2	静岡赤十字、県立総合	3	浜松医大、聖隸浜松、聖隸三方原	5
形 成 外 科	-	-	-	-	1	浜松医大	1
リハビリテーション科	-	-	-	-	2	浜松医大、浜松市リハビリテーション	2
総 合 診 療	2	西伊豆、伊東市民	4	県立総合、静岡徳洲会、焼津市立、藤枝市立	3	浜松医大、聖隸浜松、聖隸三方原	9
計	9		25		45		79

※「基幹施設が県内医療機関」かつ「県内連携施設あり」のプログラムのみ抜粋

(参考) 募集プログラム数の推移

2018	2019	2020
73	76	79

図表1-13 専攻医の状況（県内専門医研修プログラムへの登録者数）（単位：人）

	計			東部			中部			西部		
	2018	2019	差									
内科	44	44	0	0	1	1	8	13	5	36	30	△6
小児科	8	14	6	-	-	-	3	5	2	5	9	4
皮膚科	6	6	0	-	-	-	-	-	-	6	6	0
精神科	8	8	0	2	1	△1	1	1	0	5	6	1
外科	7	10	3	0	0	0	1	2	1	6	8	2
整形外科	6	7	1	-	0	0	1	1	0	5	6	1
産婦人科	5	11	6	-	-	-	-	-	-	5	11	6
眼科	4	4	0	-	-	-	-	-	-	4	4	0
耳鼻咽喉科	6	7	1	-	-	-	-	1	1	6	6	0
泌尿器科	2	8	6	-	-	-	0	3	3	2	5	3
脳神経外科	3	3	0	-	-	-	-	-	-	3	3	0
放射線科	3	3	0	-	-	-	1	0	△1	2	3	1
麻酔科	4	7	3	1	0	△1	0	1	1	3	6	3
病理	1	1	0	-	-	-	-	-	-	1	1	0
臨床検査	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	0	0
救急科	1	4	3	-	-	-	0	0	0	1	4	3
形成外科	3	5	2	-	-	-	-	-	-	3	5	2
リハビリテーション科	0	1	1	-	-	-	-	-	-	0	1	1
総合診療	2	6	4	0	0	0	0	1	1	2	5	3
計	113	149	36	3	2	△1	15	28	13	95	119	24

## 力 医療施設に従事する女性医師数

○医療施設に従事する女性医師数は、1,271人と10年前と比較して39.2%増加しており、女性医師の構成比も14.2%から17.2%へ3.0ポイント上昇しています。  
(図表1-14)

⇒出産や子育てなどにより、一時的に勤務を離れる女性医師が職場に復帰しやすくなるよう、働きやすい環境をつくり、今後の女性医師の活躍を推進していく必要があります。

図表 1-14 医療施設従事医師数（女性医師の構成比）

(単位：人)

区分		2006年	2016年	増加率等
静岡県	女性医師	913	1,271	39.2%
	男性医師	5,539	6,133	10.7%
	女性医師の構成比	14.2%	17.2%	3.0 ポイント
全国	女性医師	45,222	64,305	42.2%
	男性医師	218,318	240,454	10.1%
	女性医師の構成比	17.2%	21.1%	3.9 ポイント

#### キ 医学部医学科に進学する本県の学生

- 本県の高校卒業者（新卒及び既卒）の医学部医学科への進学者数は、近年、150人から200人の間で推移しています。（図表1-15）
- 全国の医学部医学科の定員数を、静岡県の人口で按分した場合の進学者数は、2016年度では、269人\*となります。実際の進学者数は大幅に下回っています。

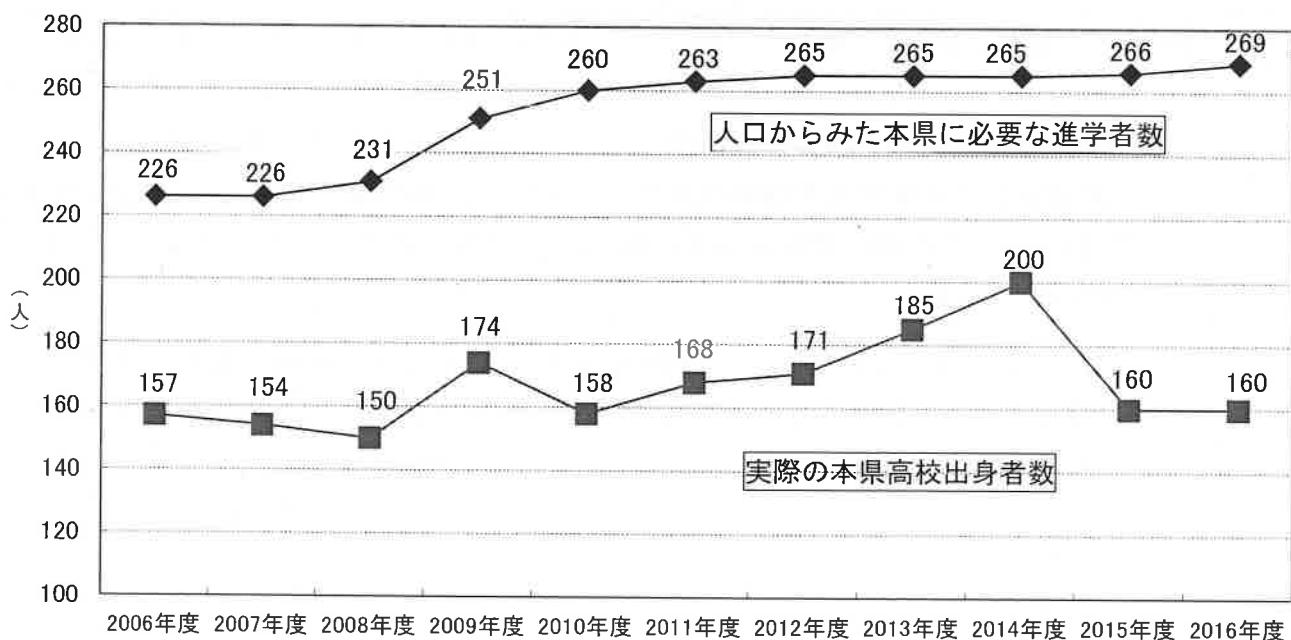
○浜松医科大学医学部医学科の入学者のうち県内高校出身者の割合は、2015年度以降は50%を下回っています。（図表1-16）

\*全国医学部定員数 9,262人 × (静岡県推計人口 3,688千人 ÷ 全国推計人口 126,933千人)  
≈ 269人（10月1日推計人口）

⇒県内で従事する医師を増加させるためには、医学部医学科に進学する県内の高校生を増やすことが必要です。

図表 1-15 本県高校出身の医学部医学科進学者数

(単位：人)



資料：「高等学校等卒業者の卒業後の状況調査」・静岡県教育委員会事務局

図表1-16 浜松医科大学医学部医学科入学生の状況 (単位：人)

年 度	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
入 学 者	115	115	115	115	115	115	115	115	確認中
うち 県内高校 出身者	69	65	70	71	54	44	50	49	確認中
県内出身率	60.0%	56.5%	60.9%	61.7%	47.0%	38.3%	43.5%	42.6%	確認中

注) 2年次編入者を除く

提供：浜松医科大学（出典：浜松医科大学 NEWSLETTER）

#### ク 医師の働き方改革

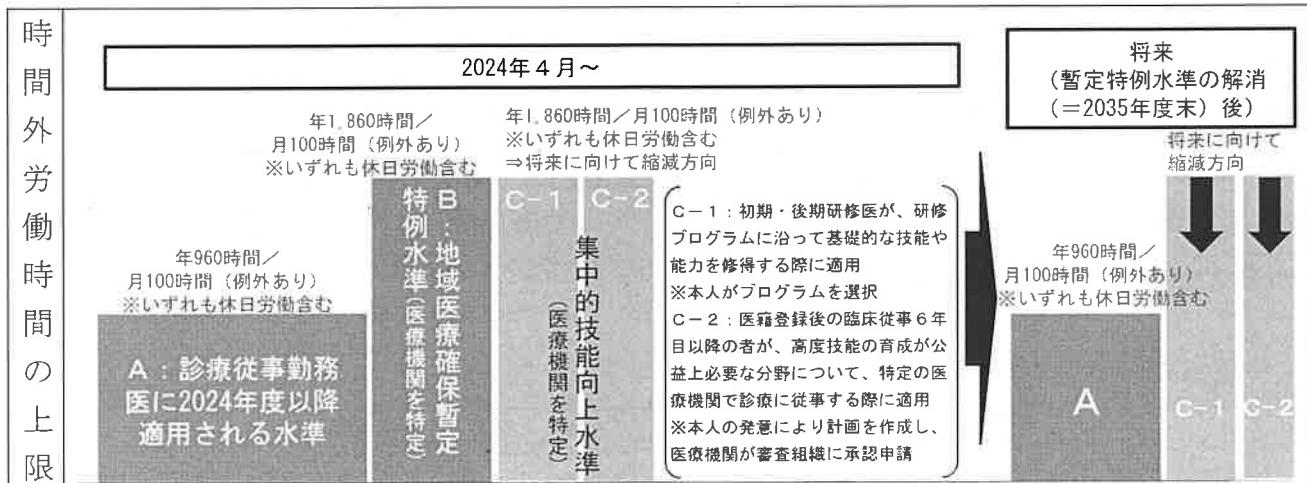
○国の「医師の働き方改革に関する検討会」において、医師の時間外労働規制の具体的な在り方、労働時間の短縮策等についてとりまとめが行われました。

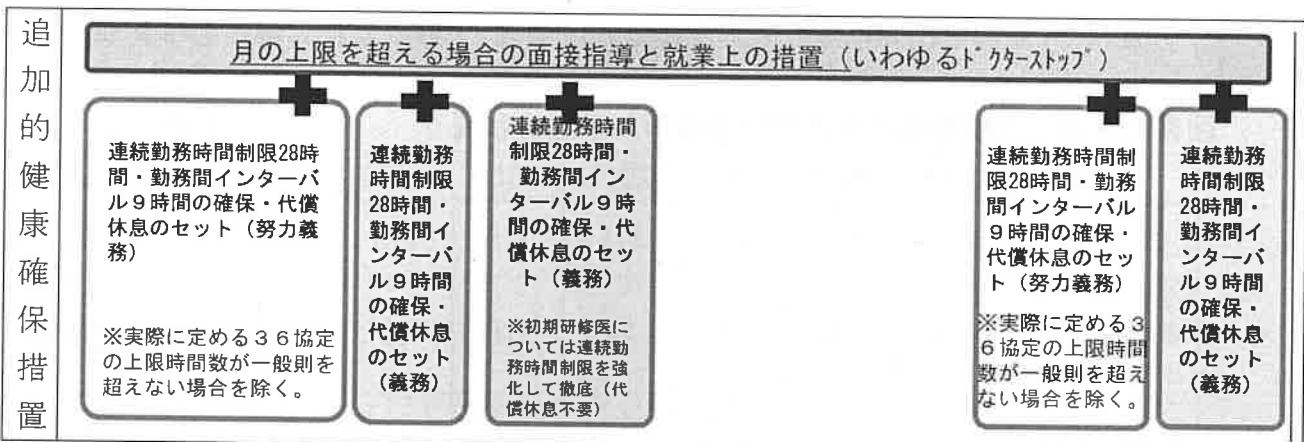
○この中で、診療従事勤務医の時間外労働時間の上限水準として、以下の3つが設定され、2024年からはこの基準が適用されます。

図表1-17 診療従事勤務医の時間外労働時間の上限水準

A水準	脳・心臓疾患の労災認定基準を考慮した水準
B水準	地域医療提供体制の確保の観点から、やむを得ずA水準を超えるを得ない場合の水準
C水準	臨床研修医・専攻医が基礎的な技能等を修得する場合、臨床従事6年目以降の者が高度技能の育成が公益上必要な分野で診療に従事する場合の水準

図表1-18 医師の時間外労働規制





※出典：「医師の働き方改革に関する検討会 報告書の概要」

## (2) 医師少数区域・多数区域・医師少数スポットの設定（暫定）

医師偏在指標に基づく本県の医師少数区域・多数区域については、以下のとおりです。

図表 1-19 本県の医師偏在指標の状況

	区分	医師偏在指標	順位
県	医師少数県	193.1	39位／47都道府県
賀茂	医師少数区域	110.0	330位*
熱海伊東	中位区域	172.1	187位*
駿東田方	中位区域	192.7	130位*
富士	医師少数区域	150.4	256位*
静岡	医師多数区域	209.0	99位*
志太榛原	中位区域	170.1	193位*
中東遠	医師少数区域	160.5	230位*
西部	医師多数区域	239.0	71位*

※全335二次医療圏における順位

（医師少数スポットの設定については引き続き検討）

### (3) 医師確保の方針

○本県は医師少数県に位置付けられており、医師の増加を基本方針とし、医師多数都道府県等からの医師確保に取り組みます。

○二次医療圏においては、医師少数区域では医師少数区域以外からの医師確保に取り組むとともに、中位区域及び医師多数区域においても、本県が医師少数県であることを踏まえ、現在の水準以上の医師確保に取り組みます。

## 3 目標医師数

国のガイドラインの規定を踏まえ、計画期間中（4年間）に、県が計画期間開始時の下位 33.3% の水準を脱するために必要な医師数を目標医師数として設定します。

具体的な目標医師数は以下のとおりです。

・具体的な数値については、9月下旬を目途に国からの提供される予定

### <目標医師数を補完する指標>

項目	現状値	目標値	目標値の考え方	出典
人口 10 万人当たり医師数（医療施設従事医師数）	200.8人 (2016年12月)	217人 (2021年)	東海四県のトップを目指す（2016年 三重県 217.0人）	厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」
医学修学研修資金利用者数	累計 868人 (2016年度まで)	累計 1,393人 (2021年度)	新規貸与 120 人枠で、実績値の高い 2014～2016 の 3 年間の平均貸与実績 105 人／年の増加を設定	県地域医療課調査
医学修学研修資金貸与者の県内医療機関勤務者数	192人 (2017年度)	340人 (2021年度)	県内就業の実績が伸びてきた直近 4 年間（2013 年度以降）の平均増加人数 37 人／年の増加を設定	県地域医療課調査

※上記指標については、令和2年度に行う「第8次静岡県保健医療計画」の見直しの中で、改めて検討を行います。

## 4 目標医師数を達成するための施策

浜松医科大学、医師会、病院協会、その他関係団体との連携を図りながら、本県の目標医師数を達成するための施策について隨時検討を進め、必要な取組を実施します。

## ア 医学修学研修資金制度

- 全国比で医師が少ない本県において医師確保の取組を進めるため、毎年 120 人規模で医学修学研修資金を貸与しています。
- 貸与期間の 1.5 倍の期間を県内の公的医療機関等で勤務します。
- 被貸与者のキャリア形成支援等により、返還免除勤務終了後の県内定着をより一層促進します。
- 貸与期間が短い現状を踏まえ、大学在学中に貸与する者については、6 年間を原則とともに、新専門医制度の開始やキャリア形成プログラムの導入等環境の変化を見据え、若年医師が充実したキャリア形成ができるよう制度の見直しを検討します。

## イ 寄附講座の充実

- 浜松医科大学と連携し、必要に応じて見直しを行いながら、寄附講座を実施します。  
〔寄附講座（R2.3.31 現在）〕
  - ・「児童青年期精神医学講座設置事業」  
児童青年期精神医学の診療能力を有する医師の養成等を行うとともに、養成された医師の県内定着による、児童精神科医療の地域偏在の解消を図ります。
  - ・「地域周産期医療学寄附講座設置事業」  
周産期の専任教員の増員と周産期専門医（母体・胎児、新生児）を養成するとともに、養成した専門医の県内周産期母子医療センターへの定着を図ります。
  - ・「地域家庭医学寄附講座設置事業」  
県内の中小病院の医師不足と開業医の高齢化等に対応するため、将来の家庭医（総合診療医）の養成を図ります。
  - ・「地域医療確保支援研修体制充実事業」  
医療需要等の調査分析を行うほか、医師が不足する地域における研修体制を充実させることにより、医師の偏在解消を図ります。

## ウ 地域枠医師の確保

- 臨時定員の増員と組み合わせた地域枠は、都道府県間の医師偏在を是正する機能があることから、引き続き地域枠の確保に努めます。
- 特に、首都圏を中心とする県外大学等への働きかけを行うとともに、既に地域枠を設定している大学に対しても、枠の増加に向け協議を行います。
- 国は、令和 4 年度以降の医師養成数については「再度医師の需給推計を行った上

で検討を行う」としていることから、引き続き状況を注視していきます。

## エ 専攻医の確保・定着促進策の推進

- 専攻医を確保するには、魅力ある専門医研修プログラムの整備が必要であることから、新たに指導医を招聘し研修環境の充実を図る病院や既存の指導医の指導環境の整備に取り組む病院を支援します。
- 専攻医の全国的な偏在解消を目的に日本専門医機構が示したシーリング案を踏まえ、シーリング対象都道府県に立地する医科大学から県内医療機関への専攻医受入れにつながるよう、各医科大学等への働きかけを実施します。
- 県横断的な専攻医確保策として、診療科単位での県内における専攻医の確保を図る取組を促進します。
- 2020年度以降、県外大学出身の地域枠学生が順次6年生となることから、県内で安心して臨床研修が始められるよう、病院見学や病院実習など臨床研修への移行支援に取り組みます。

## オ キャリア形成プログラム

- 各都道府県は、「医師少数区域における医師の確保」と「医師不足地域に派遣される医師の能力開発・向上の機会の確保」の両立を目的にキャリア形成プログラムを定めることとなりました。
- 本県においては、サブスペシャリティ領域の専門研修まで行う「①専門コース」、基本領域までの専門医資格取得を目指す「②基本コース」、より地域に密着した医療への従事を目指す「③地域密着型コース」の3類型を基本に、病院別・診療科別の個別具体的なプログラムを策定します。
- 県内への定着を促進する観点から、キャリア形成プログラムの適用を受ける者は、臨床研修は県内病院で行うとともに、専門研修は県内病院が基幹研修病院となるプログラムにて実施します。

## カ 女性医師の活躍支援

- 2017年4月に、県が浜松医科大学に設置した、県全体の女性医師支援を推進する「ふじのくに女性医師支援センター」において、出産等により離職した女性医師の復職支援やキャリア形成支援など、専任のコーディネーター（医師）による、高い専門性を活かした取組を積極的に実施することにより、女性医師が県内で更に活躍する仕組みを構築します。

○キャリア形成支援及び相談体制の充実のほか、院内保育所（病児・病後児保育含む）の整備による就業環境の改善など、医師にとって魅力ある病院づくりへの支援を進めます。

#### キ 高齢医師の活躍支援

○多くの医療機関において定年となる65歳を過ぎても元気な医師が多いことから、高齢であっても意欲のある医師が働き続けることができる仕組みを検討します。

#### ク 医学科へ進学する高校生等への支援

○将来の本県の医療を支える人材を育成するため、医学部医学科への進学を目指す県内の高校生等に対し、実際の医療現場や医療従事者に接する機会を提供していきます。

#### ケ 医師の働き方改革を踏まえた勤務環境改善支援

○医療従事者の勤務環境改善を推進するため設置した「ふじのくに医療勤務環境改善支援センター」において、医療機関からの要請に応じ、社会保険労務士や医業経営コンサルタント等を派遣し、指導・助言を行います。

○働きやすい環境を整備するため、医療勤務環境改善計画を策定し、働き方の改善等に取り組む病院を支援するなど、医師に対する負担の軽減等、勤務医が健康を確保しながら働くことができる取組を推進します。

### 5 産科・小児科における医師確保計画

産科・小児科については、政策医療の観点、医師の長時間労働となる傾向、診療科と診療行為の対応も明らかにしやすいことから、産科・小児科における地域偏在対策に関する検討を行うことになりました。

#### (1) 産科・小児科における現状と課題

○産科については、偏在指標上、県及び産科医療圏とともに「相対的医師少数県（区域）ではない」と位置付けられていますが、分娩を取り扱う開業産婦人科医が減少しており、引き続き産科医の確保が必要な状況にあります。（図表1-20、図表1-21）

○小児科医について、県全体で「相対的医師少数県」と位置付けられており、小児医療圏においても医療圏ごとの偏在が大きく、引き続き小児科医の確保が必要な

状況にあります。(図表1-20、図表1-21)

○小児科及び産婦人科の専門医研修プログラムについて、本県では基幹となる医療機関の所在地に偏りが見られます。(図表1-22、図表1-23)

**図表1-20 相対的医師少數県（区域）の設定（暫定）**

(産科)

	区分	医師偏在指標（暫定）	順位
県	相対的医師少數県でない	12.6	19位／47都道府県
東部	相対的医師少數区域でない	10.9	143位*
中部	相対的医師少數区域でない	15.0	67位*
西部	相対的医師少數区域でない	12.6	105位*

\*全284周産期医療圏における順位

(小児科)

	区分	医師偏在指標（暫定）	順位
県	相対的医師少數県	84.2	45位／47都道府県

\*二次医療圏別の指標については、国と調整中

**図表1-21 医師数の状況（医療施設従事医師数）**

(単位：人)

	小児科			産婦人科		
	2008年	2014年	差	2008年	2016年	差
県計	459	476	+17	315	345	+30
賀茂	4	4	0	3	4	+1
熱海 伊東	9	16	+7	9	8	△1
駿東 田方	66	64	△2	58	68	+10
富士	33	35	+2	27	28	+1
静岡	153	155	+2	64	78	+14
志太 榛原	48	52	+4	23	24	+1
中東 遠	31	34	+3	24	32	+8
西部	115	116	+1	107	103	△4

出典：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」

図表1-22 専攻医の状況（専門医研修プログラム採用者数）（再掲） （単位：人）

	計			東部			中部			西部		
	2018	2019	差									
小児科	8	14	6	-	-	-	3	5	2	5	9	4
産婦人科	5	11	6	-	-	-	-	-	-	5	11	6

図表1-23 専門医研修プログラム設置の状況（再掲）

領域	東部			中部			西部			計
小児科	-	-	-	1	県立こども	-	2	浜松医大、聖隸浜松	-	3
産婦人科	-	-	-	-	-	-	2	浜松医大、聖隸浜松	-	2

(2) 産科・小児科における医師確保の方針

産科、小児科ともに、より一層の医師の確保に取り組みます。

(3) 産科・小児科における偏在対策基準医師数

○国のガイドラインの規定を踏まえた、計画期間中（4年間）に、相対的医師少区域等の基準値（下位33.3%）に達することとなる医師数は以下のとおりです。

- 具体的な数値については、9月下旬を目途に国からの提供される予定

(4) 現状と課題を踏まえた施策

ア 寄附講座の充実（再掲）

◇浜松医科大学と連携し、必要に応じて見直しを行いながら、寄附講座を実施します。

[寄附講座（R2.3.31現在）]

- 周産期の専任教員の増員と周産期専門医（母体・胎児、新生児）を養成するとともに、養成した専門医の県内地域周産期母子医療センターへの定着を図る「地域周産期医療学寄附講座設置事業」を実施

#### イ 産科医等確保支援策の実施

○分娩を取り扱う産科医等に手当を支給する施設に対し支援を行うことで、過酷な勤務状況にある産科医等の処遇を改善し、周産期医療従事者の確保を図ります。

#### ウ 産科・小児科の専門医研修プログラムの策定推進

(専攻医の確保・定着促進策の推進(再掲))

○日本専門医機構が示したシーリング案に関し、シーリング対象都道府県に立地する医科大学から県内医療機関への専攻医受入れにつながるよう、各医科大学への働きかけを実施します。

○専攻医を確保するには、魅力ある専門医研修プログラムの整備が必要であることから、そのために新たに指導医を招聘し研修環境の充実を図る病院や既存の指導医の指導環境の整備に取り組む病院を支援します。

#### エ 臨床研修医向け定着促進策の支援

○臨床研修医に対する積極的な研修機会の確保、関係構築の場の提供を目的として、地域別の研修に加え、小児科・産婦人科等の診療科別の研修の実施を支援し、臨床研修医の定着促進を図ります。

#### オ 医療機関の集約化

○特に産科・小児科については、病院勤務医の集約化の動きが進んでいる点を踏まえ、県においても県内の医療機関の在り方について検討を進めます。

### 6 医師確保計画の効果の測定・評価

○策定した計画の効果測定・評価をふじのくに地域医療支援センター理事会及び静岡県医療対策協議会において実施します。

○計画終了時には、県外からの医師の受入状況や、地域枠医師の定着率及び派遣先、義務履行率等を把握し、次期医師確保計画の策定・見直しに反映させます。

### 7 医師確保計画の策定を行う体制

○医療対策協議会(方針協議)とふじのくに地域医療支援センター(取組推進)との役割分担を踏まえ、地域医療支援センターが医師確保計画の立案段階から関与し、県が作成した原案について医療対策協議会で協議します。

○医療法上、医療計画の策定に当たっては、計画案を医療審議会へ諮問することが求められており、本県の医師確保計画の策定においても、同様に、計画案を医療審議会へ諮問します。

会議体	役割
静岡県医療審議会	諮問された計画案に対し意見を述べる
静岡県医療対策協議会	作成された原案を協議
ふじのくに地域医療支援センター	県と協力して原案を作成

## 外来医療計画の策定について

### 1 概要

国は、無床診療所の開設状況が都市部に偏っており、また、医療機関の連携が個々の医療機関の自主的な取り組みにゆだねられている現状を踏まえ、医療法を改正し、都道府県は医療計画の一部として「外来医療計画」を本年度中に策定することとされた。

計画では、外来医療機能に関する情報を可視化し、その情報を新規開業者等へ情報提供することで、地域で不足する医療の提供を促すとともに、外来医療機関間での機能分化・連携の方針等を決定し、医療機関間での連携を促進させることが求められている。

なお、計画期間は3年（2020年度からの最初の計画のみ4年）となり、期間ごとに計画を見直す。

### 2 計画に盛り込むべき事項（ガイドラインより）

#### (1) 外来医療の提供体制の確保について

- ア 二次医療圏ごと「外来医師多数区域※」の設定（外来医師の偏在状況の可視化）
- イ 新規開業者等への「外来医師多数区域」等に関する情報の提供
- ウ 外来医療に関する協議の場の設置
- エ 外来医療に関する協議
  - ・地域で不足している外来医療機能の検討
  - ・外来医師多数区域における新規開業者への届出の際に求める事項
  - ・新規開業者が拒否した場合の協議の場への出席要請と協議の結果の公表

※国が定めた「外来医師偏在指標」において、全国上位1/3の医療圏を「外来医師多数区域」に設定

#### (2) 医療機器の効率的な活用について

- ア 医療機器の配置・保有状況に関する情報の可視化
- イ 二次医療圏ごとの共同利用の方針の策定
  - ・医療機器の配置・保有状況に関する情報
  - ・二次医療圏ごとの共同利用の方針
  - ・共同利用計画の記載事項とチェックのためのプロセス

# 静岡県外来医療計画 構成（案）

## 1 基本的事項

- (1) 計画策定の趣旨
- (2) 計画の位置付け
- (3) 計画の期間

## 2 外来医師偏在指標と外来医師多数区域の設定

## 3 外来医療に係る協議の場の設置

## 4 外来医療提供体制の協議及び協議を踏まえた取組

- (1) 本県で不足している外来医療機能
- (2) 外来医師多数区域における新規開業者に求める事項

## 5 医療機器の効率的な活用に係る計画

- (1) 医療機器の配置・保有状況等に関する情報
- (2) 共同利用の方針
- (3) 共同利用計画の記載事項等

## 6 外来医療計画の進捗評価

## 7 外来医療計画の推進体制

## 静岡県保健医療計画記載の医療機関等（薬局）の変更について

### 1 概要

- 平成 20 年 5 月 22 日付け医療第 134 号厚生部長通知により、静岡県保健医療計画に記載の医療機能を担う医療機関と薬局の変更に伴う手続きを定め、当該医療機関等の名称等を医療政策課ホームページにおいて公表している。
- 医療機関等の変更が生じた場合は、可能な限り速やかに記載内容を変更する必要があるが、報告されていない事例が薬局の記載において散見されていることから、変更に伴う手続きを改正した。

### 2 経緯

- 平成 30 年 8 月に開催した医療審議会において、緩和ケアを担う薬局の異動状況の報告について、圏域ごとにバラツキがあったため、委員からその理由について質問を受けた。
- 審議会終了後、薬局の機能変更について状況を確認すると、多くの保健所において実態を把握できていないことが判明した。
- 麻薬小売業の許認可を所管する薬事課と協議を重ねた結果、薬局の機能変更の情報収集の方法として、医療ネットしづおか（薬局機能情報）定期報告を活用することとした。具体的には、医療ネットしづおか（薬局機能情報）において、医薬用麻薬の提供、在宅訪問可能、休日・時間外が対応可能となっている薬局の情報を抽出することとした。

### 3 対応案

区分	内 容
改正前	○保健所は、薬局からの調査票又は変更届を受け、地域医療協議会と医療政策課に報告
改正後	○医療政策課が薬事課から薬局機能情報定期報告の該当項目に関する情報提供を受け、各保健所に通知 ○保健所は保有する保健医療計画医療機関等リストと突合し、新規・廃止・変更等を確認し、地域医療協議会と医療政策課に報告

## 令和元年度 静岡県保健医療計画に記載する医療機関名の追加について

### 【協議事項】

下表のとおり、「静岡県保健医療計画」における疾病又は事業ごとの医療連携体制を担う医療機関一覧表に記載する医療機関名を追加する。

番号	診療所の名称	市町	追加・削除の別	異動理由
<b>● がんの「ターミナルケア」を担う医療機関（薬局）</b>				
1	杏林堂薬局エキマチ店	浜松市中区	追加	対応可能
2	フタバ薬局	浜松市中区	追加	対応可能
3	ヤマグチ薬局	浜松市中区	追加	対応可能
4	薬局フォーリア小池店	浜松市東区	追加	対応可能
5	つづき薬局	浜松市北区	追加	対応可能
6	クリエイト薬局 浜松南浅田店	浜松市中区	追加	対応可能
7	あすなろ薬局	浜松市東区	追加	対応可能
8	ささがせ薬局	浜松市東区	追加	対応可能
9	あおい薬局中央店	浜松市中区	追加	対応可能
10	杏林堂薬局 遠州病院前店	浜松市中区	追加	対応可能
11	杏林堂薬局 於呂店	浜松市浜北区	追加	対応可能
12	あい薬局 小池店	浜松市東区	追加	対応可能
13	ウエルシア薬局 浜松医大前店	浜松市東区	追加	対応可能
14	やまと薬局三和店	浜松市南区	追加	対応可能
15	薬局フォーリア佐鳴台店	浜松市中区	追加	対応可能
16	アイセイ薬局三方原店	浜松市北区	追加	対応可能
17	アイセイ薬局湖東店	浜松市西区	追加	対応可能
18	アイセイ薬局コスモス店	浜松市北区	追加	対応可能
19	わかくさ薬局	浜松市東区	追加	対応可能

## 静岡県保健医療計画に記載する医療機関名の削除について

### 【報告事項】

下表のとおり、「静岡県保健医療計画」における疾病又は事業ごとの医療連携体制を担う医療機関一覧表に記載する医療機関名を削除する。

番号	診療所の名称	圏域	追加・削除の別	異動理由
<b>● がんの「ターミナルケア」を担う医療機関（薬局）</b>				
1	鷺津薬局メティックス	西部	削除	対応不可
2	湖西グリーン薬局	西部	削除	対応不可
3	チューリップ湖西薬局	西部	削除	対応不可
4	さつき薬局	西部	削除	対応不可
5	さかえ薬局	西部	削除	対応不可
6	杏林堂薬局新居店	西部	削除	対応不可
7	ホルト薬局	西部	削除	対応不可
8	有限会社大野薬局	西部	削除	対応不可
9	ハロー薬局小豆餅店	西部	削除	対応不可
10	ひまわり薬局	西部	削除	対応不可
11	薬局 王寿	西部	削除	対応不可
12	しかたに薬局	西部	削除	対応不可
13	木の香薬局蜆塚店	西部	削除	対応不可
14	助信駅前薬局	西部	削除	対応不可
15	ファーマライズ薬局浜松店	西部	削除	対応不可
16	ハロー薬局東田町店	西部	削除	対応不可
17	シミズ薬局	西部	削除	対応不可
18	中央ガイド薬局	西部	削除	対応不可
19	ファーマライズ薬局浜松中央店	西部	削除	対応不可
20	杏林堂薬局富塚店	西部	削除	対応不可
21	日本調剤中島町薬局	西部	削除	対応不可
22	浜松東部センター薬局	西部	削除	対応不可
23	杏林堂薬局名塚店	西部	削除	対応不可
24	杏林堂薬局西伊場店	西部	削除	対応不可
25	アイリス薬局	西部	削除	対応不可
26	ひくま薬局	西部	削除	対応不可
27	ドレミ薬局	西部	削除	対応不可
28	薬局フォーリア和合店	西部	削除	対応不可
29	あすか薬局和合店	西部	削除	対応不可
30	ハロー薬局根上り松店	西部	削除	対応不可
31	ミキ薬局	西部	削除	対応不可
32	くまがい薬局	西部	削除	対応不可
33	有限会社高町薬局	西部	削除	対応不可
34	岡田薬局	西部	削除	対応不可

35	ひかる薬局	西部	削除	対応不可
36	第一すずき薬局	西部	削除	対応不可
37	浜松センター薬局	西部	削除	対応不可
38	薬局フォーリア野口店	西部	削除	対応不可
39	あい薬局向宿店	西部	削除	対応不可
40	AIN薬局浜松住吉店	西部	削除	対応不可
41	リード調剤薬局	西部	削除	対応不可
42	大幸薬局	西部	削除	対応不可
43	ファミリー薬局	西部	削除	対応不可
44	ハート薬局	西部	削除	対応不可
45	はんど薬局	西部	削除	対応不可
46	AIN薬局浜松店	西部	削除	対応不可
47	杏林堂薬局労災病院前店	西部	削除	対応不可
48	あい薬局天王店	西部	削除	対応不可
49	天王あきは薬局	西部	削除	対応不可
50	杏林堂薬局ピーアンプラザ天王店	西部	削除	対応不可
51	エンゼル薬局	西部	削除	対応不可
52	有限会社快生薬局	西部	削除	対応不可
53	ハーバル薬局	西部	削除	対応不可
54	あい薬局	西部	削除	対応不可
55	あしたば薬局	西部	削除	対応不可
56	子安薬局	西部	削除	対応不可
57	有限会社ミノヤ薬局	西部	削除	対応不可
58	わかば薬局	西部	削除	対応不可
59	薬局フォーリア	西部	削除	対応不可
60	大石薬局	西部	削除	対応不可
61	あおい薬局 入野店	西部	削除	対応不可
62	ペンギン薬局	西部	削除	対応不可
63	入野薬局	西部	削除	対応不可
64	まごころ薬局入野店	西部	削除	対応不可
65	馬郡薬局	西部	削除	対応不可
66	つばさ薬局	西部	削除	対応不可
67	杏林堂薬局志都呂店	西部	削除	対応不可
68	ハローフード薬局坪井店	西部	削除	対応不可
69	あおい薬局	西部	削除	対応不可
70	薬局フォーリア雄踏店	西部	削除	対応不可
71	めぐ薬局	西部	削除	対応不可
72	有限会社マルトク薬局	西部	削除	対応不可
73	前堀薬局	西部	削除	対応不可
74	杏林堂薬局佐鳴湖南店	西部	削除	対応不可
75	倉地薬局	西部	削除	対応不可
76	フレンド薬局	西部	削除	対応不可
77	ショーワ薬局	西部	削除	対応不可
78	新橋薬局	西部	削除	対応不可
79	レモン薬局寺脇店	西部	削除	対応不可
80	杏林堂薬局芳川店	西部	削除	対応不可

81	カトレア薬局	西部	削除	対応不可
82	瓜内薬局	西部	削除	対応不可
83	早川薬局	西部	削除	対応不可
84	まごころ薬局下江町店	西部	削除	対応不可
85	イグチ薬局	西部	削除	対応不可
86	ホワイト薬局	西部	削除	対応不可
87	すみれ薬局引佐店	西部	削除	対応不可
88	杏林堂薬局引佐店	西部	削除	対応不可
89	このみ薬局	西部	削除	対応不可
90	有限会社袴田薬局	西部	削除	対応不可
91	薬局アザレア三方原店	西部	削除	対応不可
92	レモン薬局見三方原店	西部	削除	対応不可
93	ひまわり薬局気賀店	西部	削除	対応不可
94	ミント薬局	西部	削除	対応不可
95	有限会社三ヶ日調剤センター	西部	削除	対応不可
96	長谷川薬局	西部	削除	対応不可
97	寿光堂黒柳薬局	西部	削除	対応不可
98	緑薬局太田(専)三方原店	西部	削除	対応不可
99	ファーマライズ薬局三方原店	西部	削除	対応不可
100	三方原みなみ薬局	西部	削除	対応不可
101	杏林堂薬局三方原聖隸前店	西部	削除	対応不可
102	駅の薬局	西部	削除	対応不可
103	杏林堂薬局西鹿島駅前店	西部	削除	対応不可
104	薬局フォーリア内野店	西部	削除	対応不可
105	ゆうゆう薬局	西部	削除	対応不可
106	あるぶす薬局	西部	削除	対応不可
107	おろファミリー薬局	西部	削除	対応不可
108	みかん薬局	西部	削除	対応不可
109	きぶねファミリー薬局	西部	削除	対応不可
110	木俣薬局	西部	削除	対応不可
111	さくら薬局	西部	削除	対応不可
112	弘済堂薬局	西部	削除	対応不可
113	中条つばめ薬局	西部	削除	対応不可
114	ポピー薬局	西部	削除	対応不可
115	くすり東海堂薬局	西部	削除	対応不可
116	天竜グリーン薬局	西部	削除	対応不可
117	天竜あきは薬局	西部	削除	対応不可



# 療養病床転換意向等調査結果

## (概要)

### 項目

- ① 調査結果概要  
【前回(平成30年8月)と今回(令和元年8月)の比較】
- ② 介護医療院の開設状況
- ③ 地域医療構想との関係

## ① 調査結果概要

【前回(平成30年8月)と今回(令和元年8月)の比較】

### ■ 開設許可病床数

	医療 療養						介護 療養	計
		療養1,2 20:1	経過措置 25:1	回復期 リハ	地域包括 ケア	その他		
H30	9277床	6626床	349床	1925床	231床	146床	1431床	10708床
R1	8804床	6451床	169床	1868床	298床	18床	1211床	10015床
増減	-473床	-175床	-180床	-57床	67床	-128床	-220床	-693床

### ■ 転換意向先

転換意向先	医療保険		介護保険		その他		計	
	療養1,2 20:1	回復期・ 地域包括	介護 医療院	介護老人 保健施設	その他	未定		
H30	5412床	2413床	1178床	-	219床	1486床	10708床	
	医療療養	5307床	2369床	307床	-	219床	1075床	9277床
	介護療養	105床	44床	871床	-	-	411床	1431床
R1	5567床	2282床	1151床	-	193床	822床	10015床	
	医療療養	5567床	2282床	121床	-	193床	641床	8804床
	介護療養	0床	0床	1030床	-	-	181床	1211床
増減	155床	-131床	-27床	-	-26床	-664床	-693床	
	医療療養	260床	-87床	-186床	-	-26床	-434床	-473床
	介護療養	-105床	-44床	159床	-	-	-230床	-220床

## <調査結果のポイント>

### 1 許可病床数について

- ・設置期限（2023年度末）のある「医療療養 25:1」「介護療養」が減少。  
許可病床数は全体で693床減少（医療療養病床 ▲473床、介護療養病床 ▲220床）

⇒ 主な要因

- 医療療養：本則への移行、介護医療院への転換  
介護療養：介護医療院への転換、医療療養本則への移行

- ・転換状況は、圏域によって差が見られる。

### 2 転換先意向について

- ・「未定」の病床数が減少（H30:1,486床 ⇒ R1:822床）。
- ・「介護医療院」への転換意向は、医療療養病床から介護医療院への転換が進んだため、全体では減少。  
なお介護療養病床からの転換意向は増加しており、未定を除く全てが「介護医療院」。

## ② 介護医療院の開設状況

- ・本県では令和元年6月現在、11施設827床が開設している。
- ・転換元は、介護療養病床380床、医療療養病床307床、介護療養型老人保健施設（転換老健）140床となっている。

静岡県内の介護医療院開設状況（令和元年6月30日現在）

所在市町	名 称	人員基準	開設年月日	転換元	療養床数
浜松市	介護医療院 有玉病院	I型	H30. 6. 1	介護療養病床	58床
浜松市	介護医療院 西山ナーシング	I型	H30. 8. 1	介護療養病床	164床
浜松市	湖東ケアセンター	I型	H30. 9. 1	介護療養型老人保健施設（転換老健）	60床
浜松市	天童すずかけ病院・介護医療院	II型	H30. 10. 1	医療療養病床	55床
函南町	介護医療院 伊豆平和病院	II型	H30. 11. 1	介護療養病床 医療療養病床	60床
浜松市	介護医療院浜北さくら台	I型	H30. 11. 1	介護療養病床	54床
袋井市	介護医療院 袋井みつかわ病院	I型	H31. 2. 1	介護療養病床 医療療養病床	101床
浜松市	介護医療院 有玉病院	I型	H31. 4. 1	医療療養病床	55床
浜松市	和恵会ケアセンター	II型	H31. 4. 1	介護療養型老人保健施設（転換老健）	80床
御殿場市	神山復生病院介護医療院	II型	H31. 4. 1	医療療養病床	40床
焼津市	駿河西病院 介護医療院	I型	R元. 6. 1	医療療養病床	50床
掛川市	掛川東病院 介護医療院	I型	R元. 6. 1	医療療養病床	50床
計	11施設				827床

（I型：介護療養病床相当、II型：老健施設相当以上）

### 【参考】全国の介護医療院の開設状況

#### ■ 介護医療院の施設数（上位5都道府県）

（単位：施設）

区分	H30				R1
	9/30 時点	12/31 時点	3/31 時点	6/30 時点	
全国計	63	113	150	223	
1 北海道	6	10	15	16	
富山県	4	8	9	16	
3 福岡県	1	4	8	14	
4 山口県	6	9	10	12	
5 静岡県	3	6	7	11	
愛知県	3	6	6	11	
熊本県	0	4	6	11	

#### ■ 介護医療院の療養床数（上位5都道府県）

（単位：床）

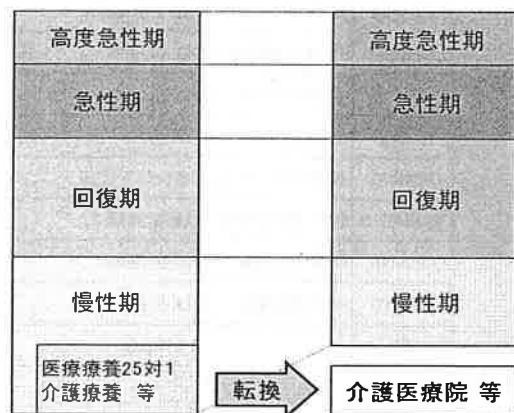
区分	H30				R1
	9/30 時点	12/31 時点	3/31 時点	6/30 時点	
全国計	4,583	7,414	10,028	14,444	
1 福岡県	58	414	931	1,216	
2 富山県	317	564	598	1,050	
3 静岡県	282	451	552	827	
4 北海道	440	606	761	821	
5 愛知県	219	307	307	739	

### ③ 地域医療構想との関係

- ・地域医療構想において、介護医療院は「在宅医療等」の区分となる。
- ・このため、療養病床が介護医療院へ転換すると、「慢性期」の病床数は減少し、「在宅医療等」は増加する。

<介護医療院等への転換に伴う病床数のイメージ>

⇒ 慢性期機能及び在宅医療等の検討において、療養病床を有する医療機関の転換意向が重要となる。



<介護医療院への転換について>

- ・医療療養病床及び介護療養病床、転換老健から介護医療院への転換は、介護保険事業支援計画の「総量規制」は基本的に生じない。  
(一般病床からの転換は、「総量規制」の対象となる。)
  - ・このため、まずは医療療養病床及び介護療養病床が、介護医療院への転換候補として想定されている。
  - ・今年度調査における「介護医療院」への転換意向は1,151床。  
また、転換意向「未定」の病床数は822床。
- ⇒ 地域医療構想の推進、在宅医療等の充実に向けて、療養病床の転換意向を今後も継続的に確認していく。

前回（平成30年8月）と今回（令和元年8月）の比較

1 病床数		(1) 医療療養病床からの転換意向先										(2) 介護療養病床からの転換意向先										
		医療保険					介護保険					医療保険					介護保険					
		介護療養 療養 20:1	回復期・ 地域包括 リハ	介護老人 保健施設	その他	未定	計	介護療養 医療院 20:1	回復期・ 地域包括	介護老人 保健施設	その他	未定	計	介護療養 医療院 20:1	回復期・ 地域包括	介護老人 保健施設	その他	未定	計			
賀茂	H30	299床	239床	50床	148床	41床	0床	60床	158床	41床	0床	40床	239床	0床	0床	0床	60床	60床	0床	0床		
	R1	299床	239床	158床	40床	41床	0床	0床	60床	158床	41床	0床	40床	239床	0床	0床	0床	60床	60床	0床	0床	
熱海伊東	H30	391床	391床	0床	31床	8床	14床	0床	242床	113床	0床	0床	36床	0床	391床	0床	0床	0床	0床	0床	0床	0床
	R1	312床	312床	257床	0床	31床	10床	14床	0床	249床	63床	0床	0床	0床	0床	312床	0床	0床	0床	0床	0床	0床
駿東田方	H30	2261床	1879床	1263床	88床	401床	40床	87床	382床	918床	355床	100床	0床	120床	386床	1879床	105床	0床	0床	0床	0床	0床
	R1	2024床	1747床	1348床	48床	301床	50床	0床	271床	1029床	359床	61床	0床	45床	253床	1747床	0床	0床	220床	0床	0床	277床
富士	H30	879床	879床	546床	48床	285床	0床	0床	304床	338床	0床	0床	0床	0床	237床	879床	0床	0床	0床	0床	0床	0床
	R1	895床	895床	557床	0床	338床	0床	0床	314床	338床	0床	0床	54床	189床	895床	0床	0床	0床	0床	0床	0床	0床
静岡	H30	2085床	1707床	1197床	0床	413床	52床	45床	378床	1041床	473床	0床	0床	0床	193床	1707床	0床	0床	378床	0床	0床	378床
	R1	2085床	1707床	1238床	0床	413床	52床	4床	378床	1128床	452床	0床	0床	27床	100床	1707床	0床	0床	378床	0床	0床	378床
志太樓原	H30	105床	1079床	839床	1床	205床	34床	0床	16床	666床	269床	0床	0床	63床	61床	1079床	0床	0床	0床	0床	0床	0床
	R1	1017床	1001床	751床	1床	215床	34床	0床	16床	696床	269床	0床	0床	35床	1床	1001床	0床	0床	0床	0床	0床	0床
中東遠	H30	1344床	1139床	933床	0床	197床	9床	0床	205床	704床	285床	96床	0床	0床	54床	1139床	0床	0床	155床	0床	0床	205床
	R1	1193床	1043床	831床	0床	197床	9床	0床	150床	758床	285床	0床	0床	0床	0床	1043床	0床	0床	150床	0床	0床	150床
西部	H30	2354床	1964床	1460床	64床	352床	88床	0床	390床	1254床	495床	111床	0床	0床	104床	1964床	0床	0床	44床	338床	0床	0床
	R1	2190床	1860床	1305床	80床	332床	143床	0床	330床	1235床	475床	60床	0床	32床	58床	1860床	0床	0床	282床	0床	0床	40床
県計	H30	10708床	9277床	6626床	349床	1925床	231床	146床	1431床	5307床	2369床	307床	0床	219床	1075床	9277床	105床	44床	871床	0床	0床	1431床
	R1	10015床	8804床	6451床	169床	1868床	298床	18床	1211床	5567床	2292床	121床	0床	193床	641床	8804床	0床	0床	1030床	0床	0床	388床

参考

介護療養病床への転換意向先



## 地域医療構想「具体的対応方針の再検証の要請」の概要

(健康福祉部医療健康局医療政策課)

### 1 概要

- 令和元年9月26日（木）、厚生労働省「地域医療構想に関するワーキンググループ」において、公立・公的医療機関が策定している「具体的対応方針の再検証」を要請する医療機関名が公表された。
- がん、心疾患、脳卒中などの領域ごとに、各医療機関の平成29年度の診療実績データを分析し、「診療実績が特に少ない」「診療実績が類似し、所在地が近接している」という2つの基準で判定されている。

### 2 再検証要請対象医療機関：現時点で計14病院

圏域	再検証要請対象医療機関
賀茂	—
熱海伊東	—
駿東田方	伊豆赤十字病院、JA中伊豆温泉病院
富士	共立蒲原総合病院
静岡	JCHO桜ヶ丘病院、JA静岡厚生病院、JA清水厚生病院、 静岡てんかん・神経医療センター
志太榛原	—
中東遠	市立御前崎総合病院、菊川市立総合病院、公立森町病院
西部	市立湖西病院、浜松労災病院、浜松赤十字病院、JA遠州病院
計	14病院

### 3 再検証のスケジュール

再検証対象医療機関に検討いただいた方向性について、地域医療構想調整会議で協議し、下記の期限までに合意を得て、厚生労働省へ報告する。

再検証の内容	合意を得る期限
再編統合を実施する	2020年9月末
再編統合を実施しない	2020年3月末

※「再編統合」には、ダウンサイジングや機能の分化・連携・集約化、機能転換・連携等を含む。

### 4 全国の状況

区分	対象医療機関数	うち再検証対象医療機関数
全国	1,455病院	424病院
静岡県	41病院	14病院

## <参考> 診療実績の分析方法

### (1) 「診療実績が特に少ない」について

○構想区域の人口規模によって診療実績が影響を受けるため、人口規模を5つに分類

- ・人口100万以上の構想区域(25構想区域) : 一
- ・人口50万以上100万人未満の構想区域(55構想区域) : 静岡、西部、駿東田方
- ・人口20万以上50万未満の構想区域(102構想区域) : 富士、志太榛原、中東遠
- ・人口10万以上20万未満の構想区域(77構想区域) : 熱海伊東
- ・人口10万未満の構想区域(80構想区域) : 賀茂

○各人口区分ごとの公立・公的医療機関等の実績が下位33.3パーセンタイル値未満の場合を、「診療実績が特に少ない」とこととする。

### (2) 「類似かつ近接している」について

#### ア 「類似の実績」の考え方

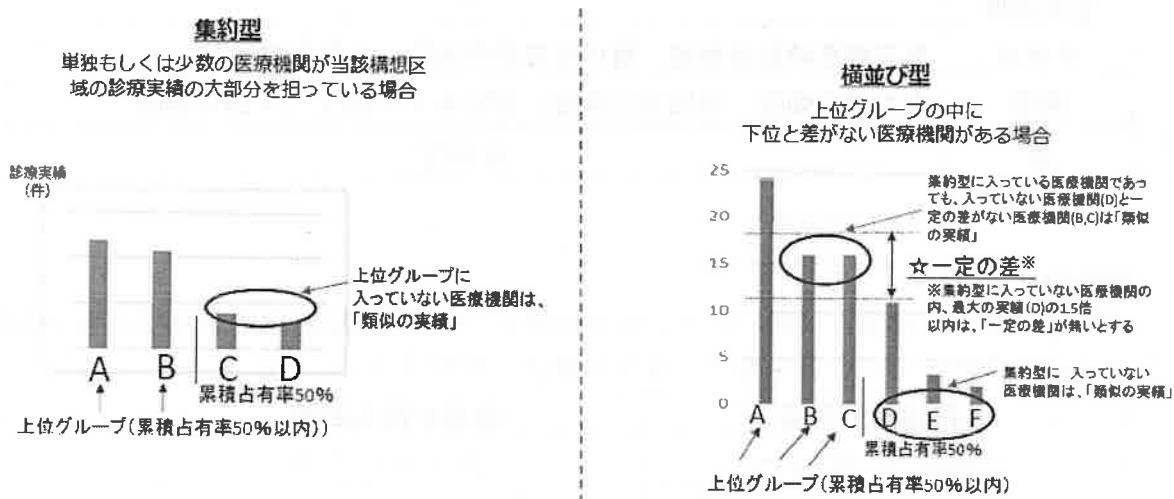
○領域・項目ごと・構想区域ごとに、構想区域を類型化する。

- ・診療実績が上位50%(※累積占有率50%)以内の医療機関を実績上位グループとする。
- ・実績上位グループ最低位と実績下位グループの最高位の医療機関の実績を比較して差がない場合を「横並び型」、それ以外を「集約型」とする。

※累積占有率：その医療機関が構想区域内で占める実績の割合

○それぞれの類型において、

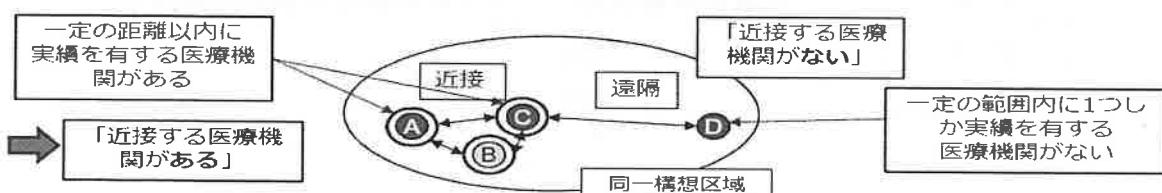
- ・「横並び型」の場合は、実績が下位の公立・公的医療機関等および実績上位グループの中にあるが下位と差がない公立・公的医療機関等
- ・「集約型」の場合は、実績上位グループに入っていない公立・公的医療機関等を「類似の診療実績をもつ」とする。



#### イ 「お互いの所在地が近接している」の考え方

○各領域・分析項目について、ある医療機関から見た際に、一定の距離内に診療実績を有する他の医療機関がない場合は「近接している医療機関がない」と考える。(逆の場合を「近接する医療機関がある」とする。)

○距離の検討にあたっては、自動車での移動時間を用いる。「近接」については、「自動車での移動時間が20分以内の距離」と定義することとする。



## 地域医療構想の実現に向けて

令和元年9月27日  
医政局

1. 地域医療構想の目的は、2025 年に向けて、地域ごとに効率的で不足のない医療提供体制を構築することです。地域医療構想の実現により、限られた医療資源をそれぞれの地域で真に活用し、次の時代に対応した医療を構築することができると考えています。

2. 地域医療構想の実現に向けては、関係者のご理解・ご協力の下、これまでも地域で議論が積み重ねられてきましたが、さらに取組を進めていく観点から、今回、高度急性期・急性期機能に着目した客観的なデータを国から提供し、改めて、それぞれの医療機関に対し、今後の医療機能のあり方を考えて頂くことといたしました。

※客観的数据については、「地域医療構想に関するワーキンググループ」における議論に基づくものです。

3. 今回の取組は、一定の条件を設定して急性期機能等に関する医療機能について分析し、各医療機関が担う急性期機能やそのために必要な病床数等について再検証をお願いするものです。したがって、必ずしも医療機関そのものの統廃合を決めるものではありません。また、病院が将来担うべき役割や、それに必要なダウンサイ징・機能分化等の方向性を機械的に決めるものではありません。

4. 今回の分析だけでは判断しえない診療領域や地域の実情に関する知見も補いながら、地域医療構想調整会議の議論を活性化し議論を尽くして頂き、2025 年のあるべき姿に向けて必要な医療機能の見直しを行っていただきたいと考えています。その際、ダウンサイ징や機能連携・分化を含む再編統合も視野に議論を進めて頂きたいと考えています。

5. 今後、地域の医療提供体制の確保に向け、病院のダウンサイ징や統廃合が必要と地域が判断する場合には、国としても必要な支援等を行ってまいります。



## 地域医療構想「具体的対応方針の再検証の要請」 対象医療機関

## 資料6-2(差替)

圏域	公的医療機関等2025プラン 策定医療機関	再検証要請対象 医療機関	A 診療実績が 特に少ない	B 類似かつ近接
1 賀茂	下田メディカルセンター	-	-	-
2	西伊豆健育病院	-	-	-
3	伊豆今井浜病院	-	-	-
4 熱海	伊東市民病院	-	-	-
5 伊東	国際医療福祉大学熱海病院	-	-	-
6	県立静岡がんセンター	-	-	-
7	沼津市立病院	-	-	-
8	静岡医療センター	-	-	-
9 駿東	三島総合病院	厚労省確認中	-	-
10 田方	裾野赤十字病院	厚労省確認中	-	-
11	伊豆赤十字病院	◎	●	●
12	順天堂大学静岡病院	-	-	-
13	JA中伊豆温泉病院	◎	●	●
14 富士	富士市立中央病院	-	-	-
15	富士宮市立病院	-	-	-
16	共立蒲原総合病院	◎	-	●
17	県立総合病院	-	-	-
18	県立こども病院	-	-	-
19	静岡市立静岡病院	-	-	-
20	静岡市立清水病院	-	-	-
21	静岡赤十字病院	-	-	-
22	静岡済生会総合病院	-	-	-
23	JCHO桜ヶ丘病院	◎	-	●
24	JA静岡厚生病院	◎	-	●
25	JA清水厚生病院	◎	-	●
26	静岡てんかん・神経医療センター	◎	-	●
27 志太	藤枝市立総合病院	-	-	-
28	焼津市立病院	-	-	-
29	市立島田市民病院	-	-	-
30	榛原総合病院	-	-	-
31 中東遠	磐田市立総合病院	-	-	-
32	中東遠総合医療センター	-	-	-
33	聖隸袋井市民病院	厚労省確認中	-	-
34	市立御前崎総合病院	◎	●	●
35	菊川市立総合病院	◎	-	●
36	公立森町病院	◎	-	●
37 西部	浜松医療センター	-	-	-
38	浜松市リハビリテーション病院	厚労省確認中	-	-
39	市立湖西病院	◎	●	-
40	佐久間病院	厚労省確認中	-	-
41	浜松医科大学附属病院	-	-	-
42	浜松労災病院	◎	-	●
43	浜松赤十字病院	◎	-	●
44	引佐赤十字病院	厚労省確認中	-	-
45	JA遠州病院	◎	-	●
46	天竜病院	厚労省確認中	-	-
47	聖隸三方原病院	-	-	-
48	聖隸浜松病院	-	-	-

計14病院

(厚労省確認中:7病院)



## 公的・公立医療機関等の診療実績データの分析結果(1)「厚生労働省提供データ」

※当市は年次報告書付日付が平成23年1月1日以後の年度を対象とした結果を示す。分析対象は、今後、都道府県が総括して算出する。

都道府県 県道場所 コードと施設区分 名	設置主体	実績登録状況(実績登録率)										
		新規登録	定期登録	小規模	既存登録	移転登録	心臓疾患等の看護師登録	登録登録	登録登録	登録登録	登録登録	
人口区分												
総務省(高度急性期・急性期機関)												
新規登録	2201 駐留 下田市カルゼーター	3市町村	146	0	101	45	0	65%	0	5	●	
新規登録	2201 駐留 恵美須町社会福祉法人西伊豆総合会館	3市町村	78	0	36	42	0	44%	0	5	●	
新規登録	2201 駐留 公益社法人文部科学省認定施設登録協会 伊豆今井浜病院	1市町村	160	0	100	60	0	44%	0	6	●	
新規登録	2202 駐留 熊本県立病院	1市町村	250	14	194	42	0	85%	0	4	●	
新規登録	2202 駐留 国際基督教大字病院	1市町村	269	1	232	31	0	83%	0	4	●	
新規登録	2203 駐留 佐賀県立病院	2市町村	450	18	392	0	0	94%	0	2	●	
新規登録	2203 駐留 方木病院	1市町村	115	55	50	0	0	83%	0	2	●	
新規登録	2203 駐留 佐賀県立病院(人セーター)	1市町村	245	0	53	197	0	74%	0	2	●	
新規登録	2203 駐留 佐賀県立病院(生産リリテーションセンター)	1市町村	114	0	53	0	41	91%	0	2	●	
新規登録	2203 駐留 伊豆芦丁子病院	1市町村	417	0	380	0	0	94%	0	2	●	
新規登録	2203 駐留 佐賀県立病院	1市町村	317	0	178	0	0	80%	0	2	●	
新規登録	2203 駐留 佐賀県立病院(人セーター)	1市町村	504	16	488	0	0	82%	0	3	●	
新規登録	2203 駐留 佐賀県立中央病院	1市町村	277	0	102	81	0	63%	0	3	●	
新規登録	2204 富士市立病院	1市町村	9市町村	277	0	102	81	0	63%	0	3	●
新規登録	2204 富士市立病院	1市町村	250	0	280	50	0	75%	0	3	●	
新規登録	2205 駐留 新潟市立病院	1市町村	475	0	390	78	0	82%	0	2	●	
新規登録	2205 駐留 佐賀県立病院	1市町村	410	0	150	50	210	0	55%	0	2	●
新規登録	2205 駐留 佐賀県立病院(人セーター)	1市町村	243	0	243	0	0	97%	0	2	●	
新規登録	2205 駐留 佐賀県立病院(生産リリテーションセンター)	1市町村	154	0	98	56	0	71%	0	2	●	
新規登録	2205 駐留 小倉南区立病院	1市町村	265	92	95	0	0	84%	0	2	●	
新規登録	2205 駐留 小倉北区立病院	1市町村	465	227	238	0	0	83%	0	2	●	
新規登録	2205 駐留 小倉北区立病院(人セーター)	1市町村	199	0	115	84	0	51%	0	2	●	
新規登録	2205 駐留 佐賀県立病院	1市町村	521	50	471	0	0	80%	0	2	●	
新規登録	2205 駐留 佐賀県立病院(人セーター)	1市町村	506	312	194	0	0	88%	0	2	●	
新規登録	2205 駐留 佐賀県立病院(人セーター)	1市町村	662	0	0	310	0	0	0	1	●	
新規登録	2206 茨城県立病院	1市町村	554	214	350	4	0	88%	0	3	●	
新規登録	2206 茨城県立病院(人セーター)	1市町村	297	0	150	42	245	0	2	●	●	
新規登録	2206 茨城県立病院(人セーター)	1市町村	502	0	423	24	35	0	87%	0	3	●
新規登録	2206 茨城県立病院(人セーター)	1市町村	471	27	434	0	0	87%	0	2	●	
新規登録	2207 中東 渡島市立社会病院	1市町村	498	38	470	0	0	92%	0	3	●	
新規登録	2207 中東 渡島市立社会病院(人セーター)	1市町村	202	0	118	84	0	81%	0	3	●	
新規登録	2207 中東 渡島市立社会病院(人セーター)	1市町村	189	0	85	60	54	0	88%	0	3	●
新規登録	2207 中東 渡島市立社会病院(人セーター)	1市町村	131	0	93	38	0	76%	0	3	●	
新規登録	2207 中東 渡島市立社会病院(人セーター)	1市町村	495	261	235	0	0	85%	0	3	●	
新規登録	2208 西脇 國立大学医学部附属病院	1市町村	576	576	0	0	0	86%	0	2	●	
新規登録	2208 西脇 津山赤十字病院	1市町村	312	12	300	0	0	75%	0	2	●	
新規登録	2208 西脇 市立病院	1市町村	196	0	102	0	0	89%	0	2	●	
新規登録	2208 西脇 市立病院(人セーター)	1市町村	600	312	278	0	0	87%	0	2	●	
新規登録	2208 西脇 社会福祉法人駒林法事会駒林病院	1市町村	750	545	205	0	0	87%	0	2	●	
新規登録	2208 西脇 社会福祉法人駒林病院(人セーター)	1市町村	810	353	287	0	170	0	0	0	●	
新規登録	2208 西脇 JJA病院	1市町村	400	25	104	0	0	84%	0	2	●	
新規登録	2208 西脇 JJA病院(人セーター)	1市町村	312	0	306	0	0	86%	0	2	●	







## ～ 診療実績データの分析結果（イメージ）～見方①「項目の意味」

\*\*人曰凶分 1 : 100万以上 2 : 50-100万 3 : 20-50万 4 : 10-20万 5 : 10万未滿

2029年版新規制指針

民情の実数

卷一百一十五

11 都道府県からの報告による  
2 平成29年度済生館能代報会  
4 平成29年6月診療分の診療実績  
5 平成28年7月～平成29年6月



## ■診療実績データの分析結果(イメージ)～見方②『表の読み方』～

下の項目「特に診療実績が少ない」すべてで  
447●とされた場合、上の項目に●とする。

下の項目すべてで「特に診療実績が少ない」に●または「類似かつ近接する医療機関あり」に●とされた場合、上の項目に●とする。

**下の項目に●特に診療実績が少ない**すべてで  
447 ●とされた場合、上の項目に●とする。

**下の項目すべてで「特に診療実績が少ない」に●または「類似かつ近接する医療機関あり」に●とされた場合、上の項目に●とする。**

項目ごとの「診療実績が特に少ない」への該当	分析項目ごとの「類似かつ近接する医療機関あり」への該当
① (市立)病院 ② ○○連携センター ③ (市立)疾患特定センター ④ いんの医局 ⑤ (市立)病院 ⑥ 公的 (市立)病院 ⑦ (市立)病院	① (市立)病院 ② ○○連携センター ③ (市立)疾患特定センター ④ いんの医局 ⑤ (市立)病院 ⑥ 公的 (市立)病院 ⑦ (市立)病院
1. ○○連携センター 2. (市立)疾患特定センター 3. (市立)連携センター 4. いんの医局 5. (市立)病院 6. 公的 (市立)病院 7. (市立)病院	1. ○○連携センター 2. (市立)疾患特定センター 3. (市立)連携センター 4. いんの医局 5. (市立)病院 6. 公的 (市立)病院 7. (市立)病院
1. ○○連携センター 2. (市立)疾患特定センター 3. (市立)連携センター 4. いんの医局 5. (市立)病院 6. 公的 (市立)病院 7. (市立)病院	1. ○○連携センター 2. (市立)疾患特定センター 3. (市立)連携センター 4. いんの医局 5. (市立)病院 6. 公的 (市立)病院 7. (市立)病院

**「特に診療実績が少ない」と  
された項目を●とする。**

**「類似かつ近接する医療機関あり」と  
された項目を●とする。**



## がん診療連携拠点病院（高度型）の推薦について

### 1. 概 要

本県では、県内どの地域においても標準的ながんの専門医療を受けられるよう、がん診療連携拠点病院等を整備してきた。

平成 30 年 7 月に国から示された新指定要件に基づき、西部保健医療圏では、平成 31 年 4 月 1 日から聖隸浜松病院、聖隸三方原病院、浜松医科大学医学部附属病院及び浜松医療センターが地域がん診療連携拠点病院に指定されている。

また、新たな指定区分「地域がん診療連携拠点病院（高度型）」については、昨年度、県から国へ新規指定の推薦をしなかったため、令和元年 10 月 7 日現在、県内全ての地域がん診療連携拠点病院は高度型に指定されていない。

今年度、地域がん診療連携拠点病院（高度型）の指定について、当該 4 病院より改めて推薦の希望があった（10 月 7 日現在）。今後、県は当該病院より提出された現況報告書及び実地調査による審査を行い、高度型の指定要件を充足しているか確認を行う。

県から国へは、1 医療圏から 1 病院しか高度型を推薦できないため、西部医療圏において、推薦する病院を一つに絞り込んでいただくか、今年度は推薦を見送るか、本地域医療協議会で御審議いただきたい。

### 2. 県内の指定状況

	区 分	役 割	県内の状況
国指定	都道府県がん診療連携拠点病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡県におけるがん診療の中心的な役割</li> <li>・県がん診療連携協議会の設置・開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立静岡がんセンター</li> </ul>
	地域がん診療連携拠点病院（高度型）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2 次医療圏内で 1 カ所。最上位のがん医療を提供。緩和ケアや相談支援体制の充実など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定なし</li> </ul>
	地域がん診療連携拠点病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2 次医療圏内で専門的ながん医療の提供するほか、地域のがん診療の連携協力体制の整備、患者・住民への相談支援や情報提供等の役割を担う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9 病院指定 (聖隸浜松病院、聖隸三方原病院、浜松医科大学医学部附属病院、浜松医療センター)</li> </ul>
	地域がん診療病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点病院が空白の医療圏において拠点病院とグループ指定により、高度ながん医療を提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2 病院指定</li> </ul>
	特定領域がん診療連携拠点病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定のがん種に関して多くの診療実績</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定なし</li> </ul>
	小児がん拠点病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における小児がん医療及び支援を提供する中心施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立こども病院</li> </ul>
県指定	静岡県地域がん診療連携推進病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域がん診療病院に準ずるがん診療機能を有し、がん診療連携拠点病院及び地域がん診療病院と、その同一医療圏で連携してがん診療に携わる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院指定</li> </ul>
	がん相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賀茂、熱海伊東医療圏でがんに関する相談支援の拠点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2 病院指定</li> </ul>

### 3. がん診療連携拠点病院等の指定要件の見直し。

#### (1) 「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」の主な改正点

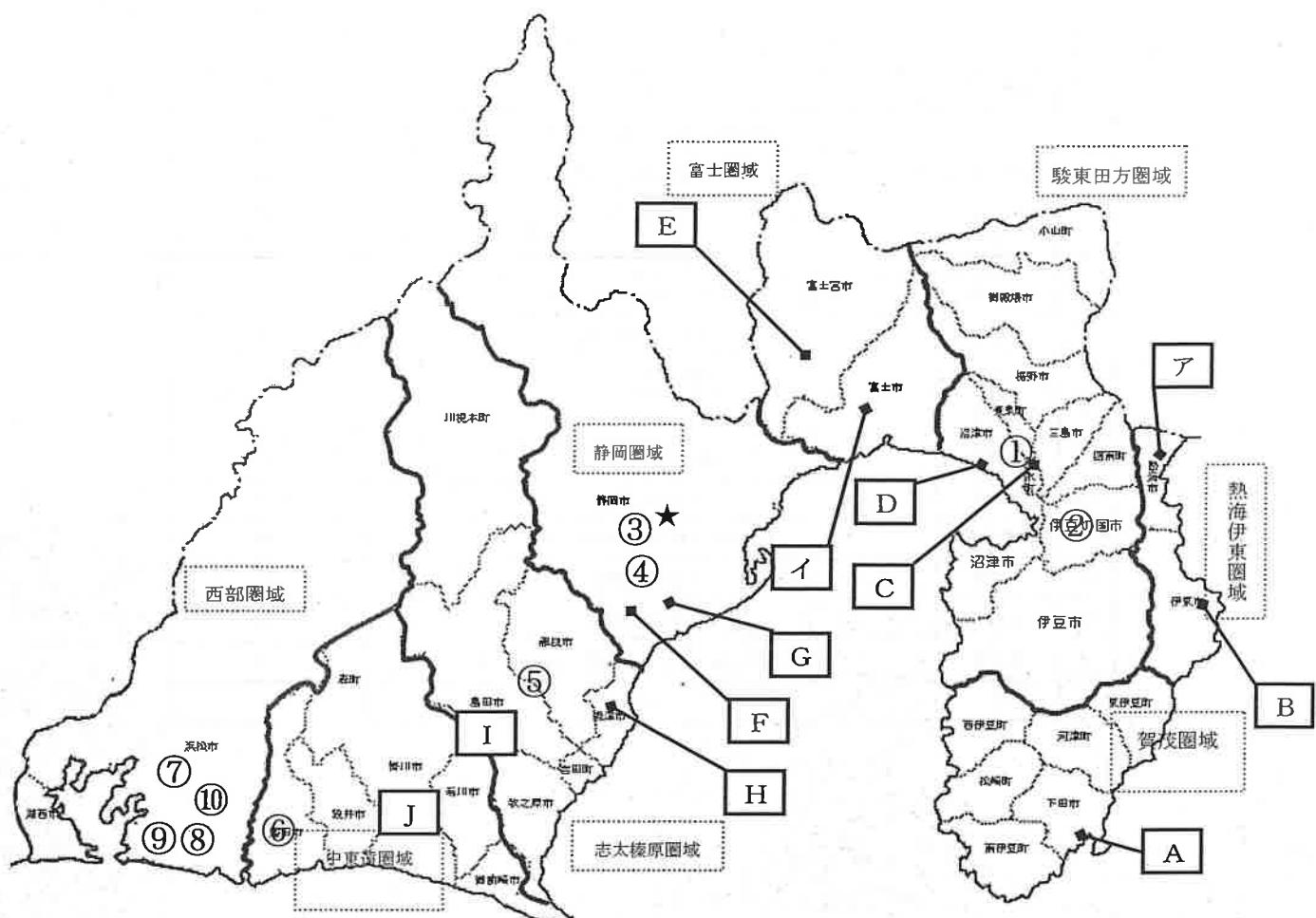
項目	主な改正点	
診療体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・AYA世代がん患者への情報提供・相談体制の整備</li> <li>・緩和ケアの提供体制の充実（患者や家族に対して意思決定支援を提供できる体制の整備など）</li> <li>・保険適応外の免疫療法は、臨床研究や先進医療の枠組で実施。</li> <li>・地域の医療機関や診療所との情報共有や議論の場の設置等連携体制の強化</li> <li>・高度な放射線治療に関する患者への情報提供、適切な医療機関へ紹介する体制の整備</li> <li>・放射線診断医の治療医の常勤配置や薬物療法医師の専従配置の徹底などの人的要件の厳格化 等</li> </ul>	
診療実績	拠点病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一医療圏に複数の地域拠点病院を指定する場合は、以下の件数を全項目充足することが必要           <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 院内がん登録数（入院、外来は問わない自施設初回治療分） 年間 500 件以上</li> <li>イ 悪性腫瘍の手術件数 年間 400 件以上</li> <li>ウ がんに係る薬物療法のべ患者数 年間 1,000 人以上</li> <li>エ 放射線治療のべ患者数 年間 200 人以上</li> <li>オ 緩和ケアチームへの新規介入患者数（追加） 年間 50 人以上</li> </ul> </li> </ul>
	地域がん	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該医療圏のがん患者を一定程度診療していること。</li> </ul>
情報の収集提供体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診断初期の段階からがん相談支援センターの周知が図られる体制の整備と相談支援センターと院内の医療従事者との協働体制の構築</li> <li>・がん相談支援センターにおける、自施設での対応が難しい場合の、適切な医療機関への紹介（がんゲノム医療、希少がん、がん治療に伴う生殖機能の影響や、生殖機能の温存に関する件など）</li> <li>・地域の学校等への講師の派遣などのがん教育への参画 等</li> </ul>	
医療に係る安全管理 (新設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療安全管理部門の設置</li> <li>・医療安全管理者の配置</li> <li>・医療安全のための患者窓口の設置 等</li> </ul>	
地域拠点病院(高度型) の指定要件について(新設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一医療圏で複数の拠点病院が指定されている場合、そのうち診療実績が最も優れている等の病院を高度型として指定できる。</li> </ul>	
がん診療連携拠点病院等の指定について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既指定病院が指定要件を満たせなくなった病院は、特例型病院となり、1年後の指定基準日までに要件を満たせない場合は、指定を外される。</li> </ul>	

#### (2) 地域拠点病院（高度型）の要件

地域がん診療連携拠点病院の指定要件を満たしていることに加え、

- ①「望ましい」とされる要件を複数満たしていること
- ②同一医療圏に複数の地域拠点病院がある場合は、診療実績（上記表記載の診療実績ア～オの項目）が当該医療圏において最も優れていること
- ③強度変調放射線療法や核医学治療等の高度な放射線治療を提供できること
- ④緩和ケアセンターに準じた緩和ケアの提供体制を整備していること
- ⑤相談支援センターに看護師や社会福祉士、精神保健福祉士等の医療従事者を配置し、相談支援業務の強化が行われていること
- ⑥医療に係る安全管理体制について第三者による評価を受けているか、外部委員を含めた構成員からなる医療安全に関する監査を目的とした監査委員会を整備していること

#### 4. がん診療連携拠点病院等の整備状況（令和元年10月1日現在）



圏域名	面積 (k m <sup>2</sup> )	人口 (人) (R1. 7. 1)	国指定			県指定
			がん診療連携拠点病院 [がん相談支援センター併設]	地域がん診療病院	小児がん拠点病院	
賀茂	584.6	61,240				A (下田メドカルセンター)
熱海伊東	185.7	101,878		ア 国際医療福祉大学 熱海病院		B (伊東市民病院)
駿東田方	1,277.5	643,167	①静岡県立静岡がんセンター ②順天堂大学医学部附属静岡病院			C 静岡医療センター D 沼津市立病院
富士	634.0	373,691		イ 富士市立中央病院		E 富士宮市立病院
静岡	1,411.8	692,042	③静岡県立総合病院 ④静岡市立静岡病院		★県立こども病院 (県指定の「静岡県 小児がん拠点病院」 としても指定)	F 静岡赤十字病院 G 静岡済生会総合病院
志太榛原	1,209.5	454,401	⑤藤枝市立総合病院			H 焼津市立病院 I 市立島田市民病院
中東遠	832.2	465,001	⑥磐田市立総合病院			J 中東遠総合医療センター
西部	1,579.7	850,397	⑦聖隸三方原病院 ⑧聖隸浜松病院 ⑨浜松医療センター ⑩浜松医科大学医学部附属病院			
計	7,715.1	3,641,827	10	2	1	8 (2)

【地域がん診療連携拠点病院(高度型)】

	都道府県名	医療機関名	指定年限
1	埼玉県	埼玉医科大学国際医療センター	4年
2	東京都	NTT東日本関東病院	4年
3	東京都	帝京大学医学部附属病院	4年
4	東京都	慶應義塾大学病院	4年
5	東京都	独立行政法人国立病院機構東京医療センター	4年
6	富山県	富山大学附属病院	4年
7	愛知県	藤田医科大学病院	4年
8	大阪府	大阪市立総合医療センター	4年
9	大阪府	大阪医科大学附属病院	4年
10	兵庫県	姫路赤十字病院	4年
11	和歌山県	日本赤十字社和歌山医療センター	4年
12	島根県	松江市立病院	4年
13	徳島県	徳島県立中央病院	4年
14	佐賀県	地方独立行政法人 佐賀県医療センター好生館	4年
	計	14病院	

## 地域医療介護総合確保基金（医療分）

資料8

### 1 地域医療介護総合確保基金の概要

趣旨等	<ul style="list-style-type: none"> <li>病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保、勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題 ⇒消費税増収分を活用した新たな財政支援制度として都道府県に基金設置（H26年条例制定）</li> <li>都道府県計画を作成し、この計画に基づいて事業を実施</li> </ul>
負担割合	国2／3、都道府県1／3（法定負担率）

### 2 平成30年度執行状況

(単位：千円)

区 分	国配分額 (a)	執行額 (b)	未執行額 (b-a)	未執行額 (H30年度末累計)
I 地域医療構想達成に向けた医療機関の施設・設備の整備	1,129,025	285,059	843,966	2,655,994
II 居宅等における医療の提供	407,400	153,574	253,826	862,229
IV 医療従事者の確保	1,122,681	911,728	210,953	1,129,302
医療分計	2,659,106	1,350,361	1,308,745	4,647,525

※ 未執行額は、国配分額の減少や配分時期の遅れに対応できる財源として計画的に確保し、有効に活用

### 3 令和元年度内示状況（※現時点未内示）

○国からの指示に基づき、過年度財源の計画的な執行を踏まえた額を要望  
→令和元年度の事業計画額は、今回配分額及び過年度財源を活用して、執行見込

(単位：千円)

区 分	要望額 (a)	内示額 (b)	差引 (b-a)	事業計画額 (c)	過年度財源 充当額 (c-b)
I 地域医療構想達成に向けた医療機関の施設・設備の整備	952,250			952,250	
II 居宅等における医療の提供	246,636			553,120	
IV 医療従事者の確保	1,040,489			1,234,889	
医療分計	2,239,375			2,740,259	

### 4 今後の予定

時 期	令和元年度事業	令和2年度事業
～9月		事業提案募集（終了）
10月～3月	国内示 ↓ 事業執行	事業所管課と提案団体との調整 ↓ 事業化に向けた県予算要求作業

